

第 5 7 回 九 都 県 市 首 脳 会 議
会 議 記 録

平 成 2 2 年 5 月 1 3 日 (木)

第57回九都県市首脳会議概要

I 日 時 平成22年5月13日(木)
午後1時30分～午後3時30分

II 場 所 東京都庁第一本庁舎

III 会議次第

1 開 会

2 座長あいさつ

3 議 題

- (1) 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況等の報告について
- (2) 地方分権改革の推進に向けた取組について
- (3) 第5回首都圏連合フォーラムの開催について
- (4) 子ども手当の地方負担について（神奈川県）
- (5) 九都県市で共同利用する自治体クラウドの構築について（千葉市）
- (6) 東京湾アクアラインの料金について（千葉県）
- (7) 介護保険制度の見直しについて（埼玉県）
- (8) 首都圏のポテンシャルを活用した国際競争力の強化について（川崎市）
- (9) 「新しい公共」の研究について（さいたま市）
- (10) 首都圏三環状道路の整備促進及び沿道地区の戦略的な土地利用について（相模原市）
- (11) 妊娠期から新生児期の健康診査・検査事業の改善について（横浜市）
- (12) 首都圏の優れた産業技術の共有化及び戦略的な情報発信について（東京都）

4 その他

- (1) ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会の開催について（千葉県）
- (2) 「E-K I Z U N A サミット」等の結果報告について（さいたま市）
- (3) 新公会計制度普及に関するパンフレットの紹介について（東京都）

5 閉 会

IV 出席者

埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
東京都知事(座長)	石原慎太郎
神奈川県知事	松沢成文
横浜市長	林文子
川崎市市長	阿部孝夫
千葉市長	熊谷俊人
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	加山俊夫

1 開 会

○進行（吉川東京都副知事）

ただいまから第57回目の九都県市首脳会議を開会いたします。

私は、本日の進行役を務めます、東京都副知事の吉川と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日の座長につきましては、規約に基づきまして、開催担当であります東京都の石原知事が務めさせていただきます。

それでは、初めに石原知事よりごあいさつを申し上げます。

2 座長あいさつ

○座長（石原東京都知事）

第57回九都県首脳会議の開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、相模原市が加わりまして、八都県市から九都県市となった初めての会議であります。実践的、具体的な議論をもった会議としていきたいので、ひとつご協力をお願いいたします。

九都県市はこれまで日本をけん引する経済圏として、最大の経済圏として、それぞれ現場で培った知恵を継承し、自動車規制を始めとする環境問題や、災害時の連携など国の先を行く取り組みを行ってまいりました。

一方、国は残念ながら首都圏の取り組みを後追いするのが精いっぱいでありまして、国家としてのリーダーシップを果たせずにおります。明治以来の官僚政治にへきえきした国民の期待を背負って誕生した新内閣も、マニフェストの言葉に振り回されて日本の進路や将来展望を示すことなく、本来は成り立ち得ない高福祉、低負担への幻想を振りまくばかりであります。国が何もしない中で、日本というものを何とか立て直すためにも、この九都県市が連携して、住民、国民の不安を払拭し、希望を指し示していきたいものだと思っております。

本日の会議では、産業・福祉・都市づくりなど、議題についてご検討いただくこととしております。ぜひとも九都県市の緊密な連携協力の視点から活発なご議論をいただきたいと思います。

以上であります。

○事務局

会議冒頭の写真撮影はここままで終了といたします。報道関係者の方は係員の誘導に従いまして退場くださるようお願いいたします。

3 議 題

(1) 首脳会議で提案された諸問題についての検討状況等の報告について

○進行（吉川東京都副知事）

それでは、議事に入らせていただきます。お手元に会議次第がございますが、最初に（1）首脳会議で提案されました諸問題についての検討状況の報告でございます。

事務局より報告いたします。

○事務局

事務局の松下でございます。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の、資料1と書いてあります資料をご覧くださいと存じます。

報告事項の概要、4件でございます。まず始めに九都県市首脳会議の研究会活動を終え、新たな取り組みに移行するものとして、（1）、網掛けのところでございますが、八都県市連携による広域的な就業支援の実施についてでございます。検討の成果としまして、さる2月9日に企業合同就職説明会「ジョブフェスタ in かわさき」を開催いたしまして、企業50社が参加し、561名の就業、斡旋をしております。

また、今後の協力体制を維持するために、申し合わせを策定いたしました。今後ともこの申し合わせに基づき、協力体制を維持してまいります。

2番以降は、今後とも検討、継続のものでございます。（1）避難所等の重要施設の屋上における番号等の表示についてでございます。ヘリサインでございます。これにつきましては、実態調査を行いまして九都県市域内に1,653カ所確認しております。今後とも実態調査を続けるとともに、警察、消防等ヘリを実際に運用する組織の意見などをよく聞きまして、ヘリサインの視認性や九都県市内での今後の整備のあり方など検討してまいります。

それから（2）でございます。障害者支援のための制度の見直しについてでございます。網掛けのところでございます。現行の障害者自立支援法に代わる新たな法整備に向けた国への提案書を取りまとめるため、検討を行っているところでございますが、国の取り組みがまだ始まったばかりであり、今後とも国の動向を

注視しながら検討、継続してまいります。

(3) 環境分野における首都圏広域連合の設置についてでございます。これにつきましては、取組範囲検討会を設置いたしまして、取り組みの範囲等につきまして議論を進めております。具体的には地球温暖化対策や東京湾の水質汚濁対応などの候補について議論を進めているところでございます。今後とも課題を整理しながら取り組む範囲等の検討を続けてまいります。以上でございます。

○進行（吉川東京都副知事）

ただいまの4項目についての報告に対しましてご発言がございましたら、お願いいたします。はい、お願いいたします。

○松沢神奈川県知事

皆様、ご苦労様でございます。神奈川県です。

3つ目の環境分野における首都圏広域連合の設置について、昨年の秋の首都圏サミットで私から提案させていただいて、皆さんからそういう方向でやっていこうという同意をいただき、その後、検討が進められているという報告がただいまありました。心から感謝申し上げます。

この広域連合制度ですが、今全国でもいろいろなところでスタートしております。例えば、九州も都道府県の広域連合をつくるという方向になっていきますし、関西でもそういう方向になっています。また、将来的に、今上田知事が全国知事会のPT長として検討いただいておりますが、国の出先機関、支分部局を廃止したり、地方に譲ったり、あるいは国が直接やったりという、これから事業仕分けをやって、基本的には国の出先機関はなくしていくと。その多くは地方に移管していくという方向になってきます。そうなったときにその受け皿にもなるわけです。今のこの都県と政令市で国の出先機関の仕事をドカンと受けても、職員はふえてしまいますし、財源は足りないです。やはり、これは広域連合をつくっておいて、将来的にはその受け皿にもしていくという、こういう活用もできるわけでありませう。

まず、取り組むテーマが環境問題ということで、環境問題というのは広域性があるのは当たり前でありまして、東京湾の水質改善でも、あと首都圏の大気汚染でも、これは各都県市が別々に基準を作ってやるよりも、1つの広域連合で一番厳しい基準の下にやっていけば効果も上がるわけです。ただいま事務局でも検討し

ていただいておりますが、それぞれの自治体で、どういう権限を広域連合に付していこうかという議論がなされていると思います。神奈川県もそうですが、こういう議論というのは、みんな総論賛成、各論反対になりがちで、いざ細かい権限については、いやうちのほうでもそれを担当している職員がいます。うちのほうでもこういう部署があります。それがなくなると困りますということで、いろいろな議論が出てきますが、これはやはり大きな発想に立って、広域連携を進めて、できるだけ成果を出していくという方向が必要だと思いますので、いよいよ秋に向けて、どういう権限をこの広域連合に委譲して、広域連合の仕組みづくりをやっていくかという議論になります。ぜひとも積極的な議論で、首都圏から素晴らしい広域連合をつくって実をあげたいと思っておりますので、今後も皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○進行（吉川東京都副知事）

お願いします。

○林横浜市長

私は、今松沢知事がおっしゃった広域連合、特に環境分野におけるというのに大賛成でございまして、東京湾の水質改善や環境分野について、市や都県の区域にとらわれないで、九都県市が歩調を合わせて取り組んでいくのは、大変成果が出てくるのではないかと期待をしております。スピード感を持ってやるべきだと思っておりますが、今知事にも触れていただきましたけれども、一方で、横浜市は、環境モデル都市として、横浜グリーンバレー構想という、市民の皆さんと一緒に臨海部を風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー技術の先進的な地域とする取り組みを行っております。

それから、4月に、経済産業省から次世代エネルギー社会システム実証地域として、スマートグリッドのモデル地域に選定されまして、民間の企業5社とともに日本型スマートグリッド、次世代通信網の構築と海外展開を国とともに目指すというモデル都市として実験を行っております。ですから、地域独自で市民や事業者の皆さんと共同で進めている、こういう取り組みをどう扱うかというのは少し気になるところでございまして、地域でモデル的に実績を重ねてその成果を検証し、広域連合に広げていくという考え方も必要だと思いますので、そういった側面もぜひ一緒に考えていきたいと思っております。

それから、特に「G30」として、私どもはゴミの問題にいち早く取り組んでまいりましたが、ご家庭でのエコ活動は、一般の市民の日常生活の中にあることですので、きめ細かな対応が必要で、それを広域連合の中でどう組み込むかという点も、ぜひ考えていきたいことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○上田埼玉県知事

松沢知事の言うとおりで、私も環境部門でですね、広域連合をつくるのには非常に賛成です。それで、やっぱり事務方のほうで絞り込みを少ししなくちゃいけないんじゃないかなと。例えばCO₂の削減でいうと臨海部を抱えている千葉県と神奈川県、オフィスの多い東京都と、その中間ぐらいの埼玉県という形で少し利害が異なったり、進め方に少し時間がかかると思うんですね。例えば東京のほうで早く進める。2番手に埼玉が進めやすいと。ことCO₂削減で言えば。しかし、臨海部を抱える、大企業群を抱える神奈川県グループと千葉県グループはちょっと企業の下承を取っていかなくちゃいけないとかっていう、それでできるやつを早くピックアップして、それで共通の進め方をすることが大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ座長のほうにお願いしたいところですが、事務方のほうで共通事項は早く整理しろと。こういうご指示なり合意なりしていただければありがたいなというふうに思っています。

○座長（石原東京都知事）

了解しました。はい。どなたか他にご意見ございますか。では、次にいこう。

（2）地方分権改革の推進に向けた取組について

○進行（吉川東京都副知事）

議題の（2）でございます。地方分権改革の推進に向けた取組ということで協議をお願いいたします。

事務局から説明をいたします。

○事務局

資料3の2ページをご覧いただきたいと存じます。「地方分権改革の実現に向けた要求(案)」、要求文でございます。こちらにつきまして、従前から変わっているところを中心にご説明をさせていただきます。

まず、2ページでございますが、ローマ数字のI、「真の分権型社会の実現」、その中で「(2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し」、この①でございますが、5行目、なお書き以下を新たに付け加えてございます。「なお、見直しを行う際は、地方の意見を十分踏まえ、自治体の裁量の余地の乏しい『従うべき基準』の設定は原則行わないこと。」、基準による縛りを行わないような内容でございます。

それから3ページでございます。「(5)『国と地方の協議の場』について」でございます。こちらは4行目の、「なお、協議結果については真摯に受け止め、適切に政策に反映させること。」、これを付け加えてございます。

それから4ページでございます。「(3) 国庫補助負担金改革」でございます。こちらは、③を加えてございます。「地方自治体間の財政調整は、地方交付税により行うべきであり、一括交付金による財政力格差の是正は行わないこと。」、これを新たに付記してございます。

それから引き続きまして、「(4) 自動車関連諸税の見直し」でございます。①の冒頭の部分を変更し、「自動車関連諸税は、地方自治体の都市基盤整備などの貴重な財源になっていることから、現在の税率水準を引き続き維持し、地方の財源を確実に担保すること。」、としております。

それから5ページでございます。これにつきましては、なお引き続き不合理な暫定措置でございます。「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の即時撤廃」を求めるものでございます。

引き続きまして6ページでございますが、こちらは「首長の在任期間の制限に関する意見(案)」でございます。これは従前から継続しているものでございます。内容としましては、各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律で一律に制限するのではなく、在任期間を制限するかどうかや、あるいは制限する場合の在任期数などを条例にゆだねるよう求めるものでございます。なお、それから、後ろにA3の2枚の資料がございまして、神奈川県作成の「地方自治基本法の提案」を添付させていただいております。以上でございます。

○座長（石原東京都知事）

これについてご意見ございましたらどうぞ。松沢さん、何かございますか。

○松沢神奈川県知事

ご指名をいただきましたので、私から口火を切らせていただきます。毎回、地方分権改革の実現に向けた要求案を首都圏サミットから出してしておりますが、今回新しい視点として1つ入れていただいたのが、地方自治法の抜本改正に向けて国にしっかり要求していこうということでもあります。

このカラーのペーパーを見ていただきたいと思うんですが、なぜ地方分権改革が抜本的に進んでいかないのか。それは地方自治を規定した基本法であるはずの地方自治法に全く手をつけていない。ほとんど場当たりの改正しかしてませんので、この法律自体の全面見直しをやったことがないんです。総務省はこれを作り始めるとパンドラの箱を開けたような状況になって、うちはここを直して欲しい、あそこは直すなど、みんなが意見を出して収拾がつかなくなるから、もう基本的なストラクチャーを変えずにマイナーチェンジだけで、この何十年間過ごしてきたんです。この法律は、地方自治の基本法と言われている割には全く基本法になっていない。憲法の言っている地方自治の本旨の内容は憲法にも書いていないんですが、地方自治法にも明記されていない。だから、地方自治の本旨というのは何なのかということがない中で、地方分権改革だと騒いでいるわけです。

それから、全体で1,460条項あるんです。全部読むのは不可能だと思います。それぐらい細かく地方自治のことを規定してあるんです。これは私に言わせると、地方自治を保障するための法律ではなくて、国が地方自治体を管理するための法律に成り下がっているんです。ですから、この法律のストラクチャーを全部見直さないと本当の地方自治は生まれないと思っています。つまり、地方自治法を地方自治基本法に変えて地方自治の基本的な項目だけを定めて、それ以上の運営や手続きについては、簡単に言えば条例に任せる。あるいは、それに付随する地方財政法とか地方公務員法を地方自治基本法のストラクチャーに合わせて作り直して、それできちっと運営していく。こういう法律のストラクチャーを変えない限り、今の地方自治法のままだったらもう箸の上げおろしまで全部規定していますから、自治体が自由にやろうと思っても何もできないんです。先ほどありました多選禁止条例をつくるといっても、地方自治法にそういうことは書いてないからやっちゃいけないというのが総務省の見解なんです。書いてないこともやっち

やいけないというんです。

そこで、これを見ていただくと地方自治の本旨を具体化すること、明確化すること、そしてまた準憲法的な基本法の位置づけにして、きちんと地方自治の基本をうたうようにすること。それで、案をお示ししていますので、右の四角の中を見ていただきたいんですが、基本理念、ここに地方自治の本旨を入れる。それから、地方自治体の定義、国と地方の役割分担もしっかり書く。そして大きく2つ、住民自治の保障ということで住民参加権、住民投票権、直接請求権、納税義務などを書いておけばいいと。団体自治の保障として、自治財政権、自治行政権、自治立法権、自治組織権などをきちっと書いておく。こういう基本法に変えていくということです。それ以上にやりたい場合は、自治体の条例でできるようにするというのが当たり前だと思います。例えば、議会と長の関係も、二元代表制で地方自治体の組織はつくりなさいぐらいは基本法に書いておけばいいと思うんですが、それを例えば知事の大選制限とか、あるいは議会の構成や人数などは各自治体が決められるようにすればいいわけです。それで初めて本当の地方自治が開くわけでありまして。あるいは、神奈川県で今回不祥事が出てしまったんですが、監査委員を強化しようといっても、地方が置くべき行政委員会は地方自治法で決められています。監査委員の人数は何人ですと。1人は専門の常勤監査役を入れなさいよ。議会からは2人入れなさいよ。全部地方自治法で決まっています、監査委員の人数だけではなくてその性質まで決められているんです。例えば、うちは不祥事が出たんで監査機能を強化したいという場合は20人ぐらい監査委員を置いてみたいとか、あるいは公認会計士を含めて専門家3人でやってみたいとか、いろいろなやり方があるわけです。そういうことができない地方自治法になっています。

○座長（石原東京都知事）

ただ、今の問題は大事なことで、地方自治法では、地方自治体に、外部監査を入れることが法律で決まっているわけです。

○松沢神奈川県知事

はい。

○座長（石原東京都知事）

やっていますか、神奈川県。

○松沢神奈川県知事

やっています、外部監査。

○座長（石原東京都知事）

しかし、やり方がちょっと甘いんじゃないの。東京は、やった後ね、注文出た後、それをフォローして、外部監査委員に、どれがどこまで進んでいるか進んでいないかっていう審査をいつでもちゃんとやらせているんですよ。

○松沢神奈川県知事

ええ、そういうことはできますよ。

○座長（石原東京都知事）

いや、それをやらないと、せつかくの外部監査が生きてこないと思うしね、これもとっても大事な問題だけでも、松沢さんがかねてから言ってらっしゃる、その新しい自治の基本法っていうものは、改正じゃないんだな。やはり新しいものをつくらないと。

○松沢神奈川県知事

そうなんです。だから私は今の地方自治法を廃止して、新たに地方自治基本法をつくりなおさせるということをやらないと、今の法律のマイナーチェンジでは全くストラクチャーが変わらないんです。

○座長（石原東京都知事）

これね、司馬遼太郎さんがかねて何回も言っていた、太政官制度以来の、新憲法が発布される前の、あの制度がいまだに続いているわけですよ。中央官僚の地方支配って。これ今度の内閣がどこまで変えるかっていうのは全然できないんだけど、やはり地方自治法っていうものは基本的に新しくするっていうこと。これ憲法と同じ書き直しっていうこと。こういう会合から発言してね、1つの大きな潮流っていうのを起こしていくような努力をしないと駄目だと思いますよ。

○松沢神奈川県知事

そうですね、はい。それで最後にしますが、あくまでも今の地方自治法を廃止して、地方自治基本法という新しいストラクチャーの法律をつくるということが主眼ですが、ただこの議論だと皆さんそれぞれ問題意識が違うんですよ。例えば、政令市で議論があって、政令市はもっと自立した都市にしたいというのを地方自治法に入れてくれという人もいれば、道州制賛成論者の知事さんは、新しく

道州制の形の地方自治法をつくったらいいという人もいます。それぞれの自治体、それぞれの首長さんで要求したい項目が違いますから、非常に幅広い意見が出てきます。ですから、ここで1つの案をつくるのは私は無理だと思います。政令市は政令市のお考えがある。あるいは、東京都も特別区制度とか、他の県とは違った制度を持っています。それを新しい地方自治基本法にどう織り込むかということなかなか議論がまとまりませんので、むしろ政令市は、政令市として要望していただく。あるいは、それぞれの都県が要望していく。我々が共通認識として持ちたいのは、今の地方自治法では全く駄目だと。廃止して新しい地方自治法を、地方自治基本法をつくり直す、そういうストラクチャーです。法律のストラクチャーの見直しからやらなければ駄目だということを国に要求していきたいと思ってここにに入れていただいたので、ぜひとも皆さんのご理解とご協力をよろしく願います。ありがとうございました。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○林横浜市長

私は、今、石原知事がおっしゃった「新しいもの」という点に賛成です。昨日、指定都市市長会議で、特別自治市の創設を国に求めていくことになりましたが、今、神奈川県知事からご提案をいただいた中では、今までの地方自治法のくくりと同じ市町村と府県になっているわけです。そこに、私どもとしては、大都市制度をやはりしっかりと基本的にうたっていただきたいというのがお願いです。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。川崎市さん。

○阿部川崎市長

まあ政令指定都市について今横浜市長から話があったとおりでございまして、指定都市市長会議です、特別自治市ということで都道府県、今までの政令市の事務権限と都道府県分の事務権限を一緒に全部、例えば警察までですね、特別自治市で引き受けようというようなそういう制度改正を提案しようという話になってきているわけでございます。そういう意味でこの地方自治についての基本法をつくるときには道州制問題とか特別自治市、特別市問題ですね、避けて通れないと思うんですね。そういうその国家全体の枠組みをどうするかという議論と

その根っこのところをですね、基本的にこの自治立法権とか自治財政権、自治行政権とかこれはもう大賛成なんですけれども、その辺の整理を一緒にしていかないと基本法として成り立たないんじゃないかということが1つでございます。

それからもう1つですね、今地方分権改革の実現に向けた要求と書いてますけど、事務権限の配分見直しということを書いているんですけども、実は一番大きな問題は法律がたくさんありすぎて、そしてその法律がこの地方自治分野もそうですけれども、あらゆる分野でですね、国の行政が法律でと。平成12年の地方分権一括法的时候には政令だとか省令だとかあるいは通達で地方自治体を規制するのはけしからんということで、それで法律でやりなさいと。つまり国会が中心になって国民の代表である国会が決めた法律であれば地方自治体を規制するっていうことはいいじゃないかと。役人が細かいことでいちいち地方自治体を規制するなという枠組みをつくったわけですね。その肝心要の法律にたくさん細かいことが書いてあってですね、煩わしいものです。それをどう外すかということまであまり議論してなかったのが問題なんで、今この地方自治法を抜本的に見直して基本法をつくるっていうのはまさにその議論でありますので、地方公務員法も地方財政法も交付税法もそうでありまして、それから各省庁がやっているそれぞれの事業法もみんなそうなんですね。そこに切り込まないと本当の地方分権、あるいは地域主権というのは進まないということで、その認識をもっともっと深めていく必要があるのではないのかなとそういう具合に思っております。そういう意味ではこの地方分権改革の実現に向けた要求で従来どおりでですね、権限配分見直しということですが、その根っこには法律があるということですね。その法律そのものを変えていかないといけないということを特に私主張しておきたいと思えます。

○座長（石原東京都知事）

どなたか、どうぞ。相模原市さん。

○加山相模原市長

松沢知事の提案というのは素晴らしいなと思っております、例えば内容の中で先ほど林市長のお話にもありましたけど、いわゆる大都市、政令指定都市の枠組みというのは全くあいまいで来ている中で、せつかく新しい基本法ということになれば、例えば2ページ目にですね、都道府県、市町村の役割分担ということが

ありますけど、役割分担の明確化の中に政令指定都市いわゆる大都市をどう扱うかということは少し書き込んだほうがよろしいのかなと思うんですね。この基本法ができた後にそういった枠組みをどうしようかということが議論に出てくるんじゃないかなというお話だと思うんですけども、できるならば、その位置付けをこの検討の中に加えていただくということになれば、より効果的、実態的なものになると思うんですけど、いかがでしょうか。

○座長（石原東京都知事）

どなたかご意見ありますか。

○加山相模原市長

三層構造でなく、四層構造になるってということですかね。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ、さいたま市さん。

○清水さいたま市長

はい。私もですね、基本的には松沢知事がおっしゃっている地方自治法の抜本改正ではなくて新たに地方自治基本法をつくる、石原都知事もおっしゃっていましたけれども、この発想には大賛成であります。そして、松沢知事はちょっと一歩引かれてここではそれぞれ立場が違うところもあるというようなお話もありましたけれども、逆に九都県市だからこそですね、要するに都県と政令市という違う種類の自治体が入っているということもあって、今すぐ結論を出すのはもう少し議論を踏まえていく必要があると思うんですけども、もう少し大枠の部分でも合意をしたものを出していくっていう方向で少し意見交換というのをですね、国のほうも少し後退気味のようなので、まだ時間的にはもう少しかけてもいいのではないかなというふうに思うんですけども。そうした中で、もちろんこちらでももう少し議論を深めた中で、松沢知事が2ページ目に書かれているようなところもですね、今、指定都市市長会のほうからは特別自治市というようなお話も出させていただいておりますけれども、そういったことも含めて、できましたら九都県市という、違ったこのグループのあり方として面白い提案ができれば良いのではないかなという、そのような思いを私自身は思っています。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○森田千葉県知事

賛成でございます。政令都市の中においても大小もございます。いろいろな力関係もあると思うんですけれども、政令都市との検討、その辺をですね、壁をつくるのではなくて、しっかりと意志疎通をしながら、提言するものをまとめていったらどうかと。だからもう少し私はその辺は話し合いの時間を持ってもいいんじゃないかなとそのように思います。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○松沢神奈川県知事

少し誤解があるようですが、私はこの九都県市で、例えば地方自治法を改正して地方自治基本法をつくる案をまとめようと言っているのではないんです。実はもう神奈川県ではこういう案をつくったので国に対して既に要望しているんです。1つのたたき台で紹介させていただいた。それぞれ皆さんの問題意識の下に地方自治法の抜本改正、いよいよ国でも議論が始まりましたから、それはそれでどんどん伝えればいいと思うんです。清水市長から、少し時間をかけてまとめてみたらどうかということですが、ここでまとめるのはかなり難しいです。東京都の立場と他の3県の立場があるし、また、政令市の立場もあってそれぞれ違うんですね。それでまた、道州制というのを将来見越すかどうかという考え方も違いますから、これを、ここでまとめるのは、かなり無理があると思います。ここでのコンセンサスは、地方自治法は、もう時代遅れで駄目だと。新しい地方自治基本法をつくれということでコンセンサスを取っておいて、それを国に要望する。あと細かい中身についてはそれぞれの団体が要望していくと。ここで議論してもまとまらないと思います。

○森田千葉県知事

賛成です。

○松沢神奈川県知事

そこは少し割り切って考えたほうが良いと思います。

○座長（石原東京都知事）

この問題は、本当にある意味でこの9人でも、どうしようもないと思う僕は。まあ首都圏の話をする、いろいろ誤解を招きかねないから。例えば大阪を例に

とってみると、橋下知事が苦勞してるのがわかるんですよ。大阪なんかどっちかという市議会が威張っているんだ。それでね、府議会の影が薄いんだよ。中山兄弟というのがいたんだ。中山太郎と正暉と。あの2人を見ていると、市議会から出てきた代議士は威張っていてね、何ていうのか不思議な構造になっているんだけど、忌憚なく言うと私は政令指定都市を抱えている知事さんは気の毒だと。そういった心情的な問題があるしね。

東京の23区も、今度の内閣が、地方の分権主権というの実勢というのを、最低限の地方自治体の区分をベースにしてやっていると。東京みたいに、本来市でまとまった23区に分かれてしまった後、どの区をとってもかなり膨大なもので、区によったら政令指定都市になりかねないものも、あるわけですよ。これはもう、本当に隣接していて、とにかくひしめき合っている、こういう自治体っていうものをとてもしゃないけど、そんなもので自治体って言われたら、行政なんかできませんよ。まあそんな問題なんで、これやはり、この会議としては現行の自治法っていうのがやはり通用しないということだけははっきり、歴史的認識として登録させる。そのことをまず第1段階にすべきで、それが限界だと思いますよ。ここではどんな結論も出るものでもないと思います。

どうぞ。

○熊谷千葉市長

今まさに石原都知事がおっしゃたように、ここでまとめるのはやめて、新たにつくったほうがよいというところまでが最初にできることであると思います。ただ、国の対応を見ていると、結局我々がまとまらないと、まとまらないからできないのではないかという、言い訳に使われるのではないかという気がしています。我々としては当然新たにつくり直してくださいというお願いをしながらも、実際につくってもらうためには、都道府県と政令市を、どういう形でこの地方自治基本法というものに、どこまでの規定をすれば、地方側の全体的な同意が得られるのかというところは、若干の整理はいずれにしてもしなければならず、そのフィールドとしてはこの九都県市は1つの大きな実験場にはなると思います。ですから、地方自治基本法ではこれぐらいの規定しかできないのではないかとこのところまで議論ができないと、その地方自治基本法を制定するのは難しいのではないかという言い訳に使われてしまうと思います。地方がまとまっていないからでき

ませんという話にもなりかねないところは若干懸念としてあるので研究としては将来やらなければならないという思いはいたしております。

○座長（石原東京都知事）

現在、現況における地方自治法の矛盾というのは具体例を挙げれば本当に膨大なものになるわけで、それを挙げていっても時間が無駄ですしね、及びませんから、この問題はこれぐらいにして、今言った、この法律が歴史的に完全にもう要するに齟齬をきたしているってということだけをこの会議の一致として登録することで先に進みましょう。いいですか。

（一同 了承）

（３）第５回首都圏連合フォーラムの開催について

○進行（吉川東京都副知事）

（２）は以上で終わりました、（３）第５回首都圏連合フォーラムの開催につきまして協議をお願いいたします。

事務局から説明をします。

○事務局

ご説明いたします。資料４の２ページのほうをお開けいただきたいと思います。

第５回首都圏連合フォーラムの開催要領でございますが、これは秋の行政と民間で率直な意見交換等を行うフォーラムでございます。

本日お諮りいたしますのは日時、場所につきましては秋サミットと同日、同じ場所で開催させていただきたいということと、５番のテーマ分野でございますが、商工会議所等の強い要望によりまして、案としまして地球温暖化への対応をここに提案させていただいております。こういった提案をお諮りいたしますが、その結果によりまして４番の構成員、有識者等につきましても人選に入らせていただきたいと思っております。以上でございます。

○座長（石原東京都知事）

この問題についてご意見ありますか。どうぞ。

○加山相模原市長

相模原市でございますが、初めて参加させていただくということの中で、実は

私どものほうにも相模原の商工会議所というのがございます。4,000会員がいるわけございまして、産業の活性化等々の問題に一生懸命取り組んでいただいておりますので、こういうせっかくの機会でございますから、ぜひ私どものほうの商工会議所が参加させていただくことをご承認いただきたいと思います。

○座長（石原東京都知事）

もちろん。

○加山相模原市長

よろしいですか。

○座長（石原東京都知事）

はい。

○加山相模原市長

はい、ありがとうございます。

（一同 了承）

（４）子ども手当の地方負担について（神奈川県）

○進行（吉川東京都副知事）

続きまして（４）、ここからは首脳提案の協議に移りますが、まず子ども手当の地方負担ということで神奈川県松沢知事のほうからご説明をお願いいたします。

○松沢神奈川県知事

子ども手当につきましては、昨年全額国費で実施するよう地方6団体等からさんざん申し入れを行いました。私自身も12月には平野官房長官をはじめ財務省、厚生労働省に出向いて、子ども手当の地方負担は地方財政に大きな影響を与えるだけでなく、憲法違反でもあるということで強く抗議してきました。にもかかわらず、平成22年度は皆さんご承知のとおり、暫定措置とは言いますが、子ども手当と児童手当を併給する形で児童手当の地方負担分が継続になってしまったわけです。地方財政や地域経済、住民生活に影響を及ぼす事項について、地方に何ら相談もなく情報も与えないで、一方的に国もマニフェストにあるからということで方針を決定するということは、民主党が掲げている地域主権の推進とは全く相容れないひどい行為であると思っております。

この子ども手当の取り扱いに関する財務大臣、総務大臣を含めて4大臣の合意文書というのが昨年締結されたんです。23年度以降は本格実施になるわけで、そこで改めて検討するとは言っていますが、国の負担を基本としつつも来年は、児童手当分の地方負担はなくしますと約束していますから、これはなくなるんでしょう。ところが住民税の扶養控除廃止に伴う増収分を、来年は地方負担として取ってやろうということが4大臣合意に書いてあるんです。我々は今年だけですと言って飲まされたんですが、来年からも地方負担は続く。地方の固有財源である住民税、住民税の扶養控除がなくなってそこで浮く財源は地方の財源なはずで。それを国の子ども手当に召し上げるということを4大臣で基本的に合意しているんです。今後、地域主権戦略会議だとか、あるいは国と地方の協議の場において議論がなされるとは思いますが、地方側としては絶対に認められないとは言いますが、最後に決めてくるのは国ですから。財務省の強い要請で、これだけ財源が厳しい中また地方から取ってやれという方向になる可能性は大だと思っています。そこで要望内容としては、政府は子ども手当などマニフェストに掲げる政策については地方に負担を転嫁することなく、自分たちがマニフェストでやり始めた政策なんですから全額国費を財源として実現をすること。また、制度設計にあたっては実施主体である市町村に大きな事務負担が生じないように配慮すること。支給対象などのさまざまな課題について地方の意見を十分踏まえて検討すること。この2つの要望を九都県市としてこの今の段階からきちっとぶつけておいて今後の闘いに備えておくべきだという提案でございますので、よろしく願います。

○座長（石原東京都知事）

この問題についてご意見ありましたらどうぞ挙手願います。

（一同 了承）

○林横浜市長

それしかありません。

○松沢神奈川県知事

闘いましょう。神奈川の負担は200億円です。よろしく願います。

○座長（石原東京都知事）

財務省っていうのは本当にすべきことをせずに、悪代官みたいだ。次お願いし

ます。

(5) 九都県市で共同利用する自治体クラウドの構築について（千葉市）

○進行（吉川東京都副知事）

続きまして、九都県市で共同利用する自治体クラウドの構築について、千葉市の熊谷市長お願いいたします。

○熊谷千葉市長

九都県市で共同利用する自治体クラウド構築の研究について進めていってはどうかという提案でございます。電子行政サービスが進んでいく中で、電子化もしくは電子基盤を拡大していて、それぞれの都道府県市においても、相当な金額が、この電子システムの更新や改修に要してきており、これからも拡大することは確実です。これを少しでも効率化していくべきだろうという中で、最近クラウドコンピューティングという名前が、よく新聞等に載っておるかと思います。クラウドコンピューティングというのは、簡単に言いますと、例えばパソコンにワープロソフトが入っているとすると、パソコンを立ち上げてそのワープロソフトを立ち上げてそのパソコンの中で動作するわけですけれども、ネットワークが普及した今は、そのソフトごと遠いところのサーバにあって、ネットワークでそのプログラム自体を呼び起こして画面に出すという、簡単に言えばディスプレイだけが、自分のところにあって、そのコンピュータの基盤の部分、計算処理は全部サーバがネットワーク側でやるという形になります。これになると何がいいかというと、例えば普段パソコンを使っていないときや、ソフトを動かしていないときは、ある意味そのパソコンは遊んでいるわけです。であれば、そのパソコンのそのときの能力は他の人が使えば、十分その資産の活用になるということです。それをもっと大きな自治体レベルで考えると、それぞれのサーバをお持ちだと思いますが、住民基本台帳などのさまざまなサーバが、大きなサーバがあると思いますが、そのサーバも当然使っていないときがあります。サーバの機能というのはマックスでの負荷を想定して整備するわけですけれども、当然6割しか使っていない時期もあるし7割しか使っていない時期もあると思います。逆に一方の自治体はもう既にサーバの能力が限界を超えていて、新たに構築しなければならないという120%

の状態になっているかもしれません。そうすると70%でまだ30%空きのある自治体のサーバを、本来足りない120%のところが使えば、全体的に見ればサーバをふやさなくても実は成り立つわけです。そのような考え方で、複数の自治体が使っているサーバを全部共同で遠いところのネットワーク側においてしまえば、それぞれの自治体は自分たちが普段使う負荷分、使っている分だけのコストで済むという、みんなの資産を有効的にみんなで分かち合って使っていこうという、そういう考え方でクラウドコンピューティングシステムがあります。これはスマートグリッドと同じ考えです。スマートグリッドも結局、電力を最適にその瞬間に使うという考え方でネットワークが使われているわけです。そのような考え方に立って、今それぞれの、例えば都道府県が連携してこのクラウドコンピューティングの研究をしたり、もしくは総務省でも、こういう研究をしていこうとしています。アメリカでは完全にオバマ大統領が主導して、このクラウドコンピューティングをある意味その国の産業施策としても重要視して今やってまして、アメリカの企業がどんどん強化しています。

そういう中で、この九都県市共同でクラウドコンピューティングでどういったものが実現し得るのかをまずは課題整理をしていく必要があるのではないかと考えています。今の流れですと、このクラウドコンピューティングは都道府県であったり市であったり、いわゆる同じ規模、同じ考え方の自治体同士での連携がよくあるわけですが、それはそれで研究していけばいいと思いますが、こういう九都県市という、首都圏という単位、広域自治体になり得るような単位で、共同で持つとすればどういふシステムがあり得るのかということを考えるのは、私は非常に面白いことだと思います。将来的な地方分権のことを考えると、国から都道府県に権限も落ちてきますけれども、同時に都道府県から基礎自治体にも落ちてくると思います。そういうときに、その都道府県で共同のシステムを考えるだけでなく、さらに基礎自治体も巻き込んだ中で共同のシステムは何ができるのか、こういう立場の違う自治体が集まっているところこそ面白い議論ができるのではないかと考えています。

これは後ろの規模の話ですけれども、例えばわかりやすいところでいくと、そこから市民に直接的に関係するサービスで言えば、S u i c a があります。このS u i c a というのは首都圏独特のシステムになるわけですが、例えばこ

の S u i c a のカードにどういうサービスをのせられるのかというと、電子行政のさまざまな実現ができると思います。これから住基カードなり、社会保障カードなり、税情報なりをあらゆる形で番号を統一化して導入しようという議論も国で進んでいますけれども、そうなると、住基カードの利便性というのもしろいろあがってくるのが想定されます。そのときに、例えば首都圏であれば S u i c a と連携すると面白いとか、この首都圏というくくりで考えたときに、後ろのサーバの考え方も面白いし、システムとして具体的に市民に見えるサービスとしてやるときも面白くなると思います。ただ、当然その立場が違いますから、いろいろな課題というものはあるわけですが、こういう議論そのものが、全く今までできていませんので、まずはそれでどういったものができて、逆にどういったものができないのか。この議論をしていくと、おそらく広域自治体というのはどういう行政ができるのか、首都圏連合というのはどういう共通事務が持ち得て、逆に言えばどういう事務は持ち得ないのかということもおそらく整理されてくると思っています。ですので、そういう切り口からもこの広域自治体、首都圏の広域連合というものの将来図がおそらくこの議論をしていく中で見えてくると思います。ですから、ぜひ研究していただきたいと思って提案をさせていただきました。

○林横浜市長

はい。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○林横浜市長

熊谷市長、本当に素晴らしいことだと思います。それは賛成なのですが、今、北海道や京都府等で、個別に県単位の自治体クラウドの実験をしています。こういったことをよく見守る必要があると私は思いますし、九都県市全体となると3,500万人の方のデータを一度に扱うことになりますので、考え方は間違っていないのですが、なかなか現実には難しい面もございますので、議論していくのはいいですが、現実にはやっている実験を大事に見守りたいと思います。

○熊谷千葉市長

そうですね。

○座長（石原東京都知事）

他県で今どんなことをやっているんですか。

○松沢神奈川県知事

総務省が、6県の市町村を選んで連携して、クラウドイングがどうできるかという実証実験をやっているんです。ただ、やっぱり市町村の小規模な単位だとやりやすいと思いますが、今、林市長がおっしゃったように、3,000万、4,000万の首都圏でこのコンピュータをクラウドイングするというのは膨大な実験でもあります。だから、総務省の実験の検証も見ながら、首都圏でどんなことができるのか、広域自治体に向けて、ネットワーキングのいい事例にもなると思うので、それぞれの自治体のITの担当の課長が出て、何ができるか研究を始めるというところからスタートはできるんじゃないかなと思います。

○熊谷千葉市長

まさにおっしゃるとおりだと思います。すぐに実現という形ではなくて、国や他の状況も見ながらその先のことを今から議論しておいたほうがいいだろうと思います。これは別に手戻りはないだろうということで、まずは共同でそれぞれの担当ごとに、研究をしていくところから始めてみてはいかがかなというふうに思っています。

○座長（石原東京都知事）

電子行政の合理化っていうのは時代的なニーズだと思いますから、どこかの県で、基礎自治体層でやっている実験っていうのは何て言うかある意味じゃ一番小規模のミニマムなものだろうと思いますが、実際に今までやってきた首都圏の広域行政で成功したものいくつかあるわけですよ。排ガス規制にしたって、それから首都圏FEMAにしたって、ああいった大きな問題も、むしろ何て言うのかな、これに引っかかってきうる存在だと思うんで、やはり専門家として各県で、自治体でやって、大きなものこそできるものがあるんじゃないかと思うからそれを研究させたらいいと思いますよね。

○熊谷千葉市長

ぜひお願いをいたします。

○林横浜市長

これが成功したら運用コストは3分の1ぐらいになりますよね。

○熊谷千葉市長

そうですね。将来的には私は国内ではなくて海外にこの事例を輸出できるのではないかと思っています。首都圏にはそういうIT産業もたくさんあるわけですから、そういったところの武器にもなり得るのではないかと思っています。

○座長（石原東京都知事）

僕はSuicaっていうのはやはりある意味で象徴的な存在だと思いますよ。あれどんどんボリュームが大きくなってきますからね。

○熊谷千葉市長

韓国では結構進んでいますね。

○座長（石原東京都知事）

これについてまだご意見ございますか。

（一同 了承）

○松沢神奈川県知事

いずれにしても千葉市が事務局をやっていただいて。デジタル型市長さんでしょ。神奈川県なんてアナログ型なんで。

○座長（石原東京都知事）

俺なんかもそうだよ。よくわからんってことがよくわかったよ。はい、次。

（6）東京湾アクアラインの料金について（千葉県）

○進行（吉川東京都副知事）

続きまして、東京湾アクアラインの料金について千葉県知事さんお願いします。

○森田千葉県知事

はい。よろしく申し上げます。高速料金というのは、人、ものの流れにおいて大変大きな影響を及ぼす、そんなの当たり前のことでございますけども、最近、国の新料金体制もですね、なにか複雑でですね、私なんか見ててもですね、もう頭がこんがらがってしまう。ところがまたそれは内部でいろいろ問題が起きてきて、実際に6月からできるできないでまた騒いでおりますけども、私ね、本当に、秋でございますか、その前でございますか、八都県市の皆様のご協力をいただきまして本当にありがとうございます。社会実験として、アクアライン800円でやる

ことになり、やっております、これがですね、私も思った以上に非常にいい効果が出てます。例えば車の場合、平日前年比1.5倍でございます。何よりもですね、大きいのはですね、今年の2月3月あたりになってきますと大型車がですね、倍になっているんですよ、交通量が。ということはそれだけ首都圏にですね、大型車が入ってきてないってことでございます。また観光面においては、一時ストロー現象になるんじゃないかと。千葉県から相当神奈川、東京を含めてどんどんいくんじゃないかと。いや事実あります。でも私はそれでいいと思っております。お互いにですね、風通しがよくなる。これはですね、お互いに人ともものが動くってことは素晴らしいことだと私はそのように思っております。ですからこのアクアラインのですね、効果を今は社会実験という形でやっておりますが、これは一過性のものであ良かったじゃなくてですね、これはやっぱり恒久化すべきであると。それもですね、地方負担を伴わないように国策としてアクアライン料金の引き下げをですね、実施するよう九都県市として要望することをですね、ぜひともお願いを申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○座長（石原東京都知事）

何かご意見ございますか。

○上田埼玉県知事

はい。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○上田埼玉県知事

それも大変大事なことだと思いますが、今回の料金改定の社会的実験も含めてそうなんです、基本的には全国で言えば無料化を目指す。社会的実験のところはほとんど車の通らないところだけを社会的実験していると。意味のない社会的実験をしていると。いろいろなパターンを実験すればいいんですけど、人が通らない、車が通らないところほど実験をしていると。要するに料金を稼ぎたいというそれだけのことだと。それと首都圏近距離ではですね、逆に料金の引き上げになってしまっているっていう結果があるということですので、もしやっぱり無料化を目指すのであれば、もちろん首都高と阪神高速道はそれを除外しているということを行っているわけですけれども、除外しているからといって引き上げに結果

的になるようなことっていうのはですね、これは全体として高速道路の無料化を目指す政府としてはこれはよくない話ですので、少なくとも引き上げは行わないと。過去の料金に関してですね。そういうのはちょっとクギを刺しておいたほうがいいんじゃないかなと九都県で。実は近県なんですね、一番こたえるのは。こういう首都圏が一番こたえるんですね。安くなる部分もあるんですが、高くなる部分もあると。事業者の皆さんほどこたえるというのが全般的な意見ですので、なんかこうクギを刺しておいたほうがいいんじゃないかなという。

○森田千葉県知事

いいんじゃないんですか。

○上田埼玉県知事

そういう判断を私は提案したいと思いますが。

○座長（石原東京都知事）

どういうふうに、具体的に。

○上田埼玉県知事

料金を上げないことと。少なくとも。無料化を目指している政権が一時的であれ料金が上がるというのは世の中に通用しないという。

○座長（石原東京都知事）

財政全体の問題になってくるんじゃないかな。はいどうぞ。

○熊谷千葉市長

私も、そういう意味では値上げ自身は、相当、市民、県民、国民的にも、「ん」というものがあると思いますけれども、ただ少し気になるのは実際に例えば上限1,000円で土日も全く首都圏がパンクして、詰まってしまっていて、経済にも影響を与えかねないような状況もあると思います。ですから、安易な値上げをするなどというところは同意ですけれども、逆に値上げするなどと言って今も含めて首都高周辺が、渋滞で全く動けなくて一番走って欲しいところが走らないというのもあまり望ましい姿とは思えません。ですので、そのあたりは結構慎重な書きぶりが必要ではないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○上田埼玉県知事

料金を一律で2,000円というのにもいろいろ無理があるのかなど。プロセスの中でですね。やっぱり2,000円でこれやっぱり1,000円で青森まで行けるっていうことになると、弘前のさくらまつりって言うんでしょうか、過去最大だったそうですね。従来の2倍ぐらい人が来たそうです。期間が長いこともあったんですが、桜が咲いている期間が。やはり一度乗ったら遠くまで行きたいと。料金が同じであればという。こういうのもいろいろ無理があるんじゃないかと。本当に全部が無料になればこういう無理がないんでしょうけども、プロセスとして料金体系を無料に向かっているのであれば途中のプロセスでは引き上げをしないことと、やっぱり合理的な料金の設定というのをですね、プロセスでやらないと、なんかやっぱり1,000円を今度は2,000円にしているわけですから、やっぱり長距離の人は得ですからいったん乗った以上は遠くまで行かなくちゃということで必要以上にですね、排ガスを振りまくことになりかねないんで。遠いところほど混んでしまうと。そして遠いところにみんな行く、プロセスとして首都圏だけむちゃくちゃ混むと。行き帰りにですね。なんかそういう部分に関しては首都圏としての意見を、合理的な料金設定について再考を願うようなことを申し上げていいんじゃないかなど。だから、値上げだ値下げだということは言わなくてもいいと思いますが、合理的な料金設定、無料化に向けての合理的な料金設定について配慮するっていうんでしょうか、きちっと考えろっていうことをやっぱり言わないと。ただ、今の2,000円でいいのかとか、そして首都高並びにですね、その周辺だけは相変わらず無料でありませぬよとかですね、もう既に償却が終わったところは無料ではなくて、これからつくるところはですね、ほぼ全国均一で2,000円だっというのもなんか不合理的な感じがいたしますので、もう1回本当に考え直したほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

○座長（石原東京都知事）

国交省は、どういうデータを提供して今度の施策に出たのか、役人は全然関与していないこともないんだろうけども、そこら辺のところもやはり探査して、首都圏の要するに有料道路事情みたいなもの、正確な分析っていうかラフなものでもいいけども、とにかくその現実を、やっぱりこう政府に知らしめる努力は何らかでしたほうがいいんじゃないでしょうかね。上田さん本当にこれいつも腐心して努力してらっしゃるけど、あなたの言うことは一理もったもなので。やはりそ

ういうチームをつくって、テンポラリーのものかもしれないけれども政府に建言するっていうことは私たちの責任じゃないかと思います。

○上田埼玉県知事

現実に出資しているのですね、我々も。議会の同意なんか取れないですよ。値上げの部分は。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○松沢神奈川県知事

高速道路の料金を、どういうふうに改革していくかというのはいろいろな角度から意見が出て、民主党の中でも收拾がつかなくなっているんです。マニフェストとの整合性もあれば、あるいは道路予算をどう捻出するかという視点もある。私はもう少し違った視点で、圧倒的に環境対応でやるべきだと。料金を取ってもいいと。その代わり環境対応車をぐっと安くして、環境対応車に買いかえさせる。要するに走るたびに環境車のほうが有利になると。ですから、この前E-KIZUNAサミットで合意したように、例えば首都高の料金は一部高くなりますが、距離比例でも、そんなに安くしなくてもいいけれども、例えば電気自動車は半額、ハイブリッド車は2割引とか、インセンティブを付けることによって環境対応車にかえさせるための政策誘導に使うべきだという意識を持っているんです。そこで、今日千葉県から、せっかく森田知事から提案いただいて要望を出すわけですが、その料金問題についてみんなが意見を出し合って、いろいろな違う意見をまとめるのも非常に難しいですから、できれば、今回は、アクアラインの問題に絞ってビシッとぶつけておいたほうが、国もわかりやすいですね。首都圏サミットから要望がきたときに、いくつも項目があって、例えば環境対応料金を入れなさいとか、値上げする部分はやめなさいとか、3つ4つあってその1つにアクアラインがあるよりも、今回千葉県はどうしてもアクアラインが非常に重要だということで、みんなの賛同が欲しいということであれば、今後少し検討して、また別の要望を出してもいいと思うんですが、今回の要望はやっぱりアクアライン1本に絞ってぶつけたいほうがインパクトがあるのではないかなというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○森田千葉県知事

済みません。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○森田千葉県知事

ありがとうございます。ぜひですね、それ1本でお願いします。ありがとうございます。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ、横浜市長さん。

○林横浜市長

実は、今ご承知のように国際コンテナ港湾戦略を国で行っておりまして、提案を私どもと東京都、川崎市とで行っているのですが、高速道路は、その背後に経済圏を持っていて、港湾物流においてはこの高速道路がとても重要なのです。それから、羽田が10月に再国際化するので、横浜市にお客さんが見えになるでしょう。そういう意味で横浜市としても、神奈川県としてもこの高速道路問題はとても重要で、それも入れていただきたいということになります、アクアラインだけではなくて。

○松沢神奈川県知事

ちょっといいですか。僕が言いたいのは千葉県の提案ですから、アクアラインの料金に関する要望という提案を出してきているんです。それは立ててあげないと。それで、他にも料金について意見があるから全部入れろとなったら、高速道路料金については共同提案で、今言ったようなことを3つか4つ入れて出すのはいいと思うんです。嫌だと言っているのではないんです。千葉県はそこに絞って国に訴えたいという部分があるので、題名がそうなっているので、これにいろいろなことをつけ加えると、むしろ薄まってしまうと思うんです。

○森田千葉県知事

ありがとうございます。

○上田埼玉県知事

あのそれで松沢知事の提案でいいと思いますが私は国会でね、今国会で何らかの形で議論される以上ですね、非常にあの交通量の多い首都圏も黙っていることではないと思いますので、今の環境に配慮することとか、合理的な料金設定にする

こととか抽象的でいいと思うんですね。やっぱりクギを刺しておく必要があるんじゃないかと思imasuので3行ぐらい書いたらどうでしょうか。裏方のほうで終わるまでにちょっと3行ほど書いていただけませんか。

○座長（石原東京都知事）

これ別項目立てて。

○上田埼玉県知事

別項目。緊急提案の1つとして。

○座長（石原東京都知事）

立ててですね。

○松沢神奈川県知事

共同提案にしましょう。

○上田埼玉県知事

ええ、共同提案で。

○松沢神奈川県知事

高速道路料金体系全部についての共同提案。アクアラインはアクアラインで。

○森田千葉県知事

アクアラインはアクアラインだけで。

○松沢神奈川県知事

そうそう。そうですね。

○座長（石原東京都知事）

そうしますよ。救いの神が現れたんだから。

○松沢神奈川県知事

そこが主眼ですから。

○座長（石原東京都知事）

はい。じゃ新しいページをつくって提言しましょう。

（7）介護保険制度の見直しについて（埼玉県）

○進行（吉川東京都副知事）

次にまいります。（7）介護保険制度の見直しということで上田知事お願いいた

します。

○上田埼玉県知事

はい。じゃあ。あの介護保険が創設されてから10年ちょうど経過したわけですが、この際、全面的な見直しをしたほうがいいんじゃないかというふうな考え方を提案したいと思っています。特に要介護認定制度のですね、簡素化を考えたほうがいいんじゃないかと思います。次ページに参考で、要介護認定制度の簡素化ということで現行がですね、要支援が1、2と、要介護が5段階と、合わせて7段階、実質的にですね、認定をしなくちゃいけないということで認定期間が非常に長くなってしまいますので、手続きを簡単にしたいんじゃないかと。例えばもう極端なこと言えば、いる人といない人、介護がいる人といない人と、重度と軽度を2段階ぐらいでもいいと思うんですけども、そうすることで要するにサービスをする場合ですね、受ける人はやっぱり料金が必要なんですから、その料金に対してですね、自制が働くというふうに私は思っていますので、要介護か要介護でないかっていう2段階で極端なことと言えば構わない。一步譲って重度なのか軽度なのかというその程度で分けることですね、認定調査とか審査手続きが短期間にできると。例えば埼玉県だけでもですね、この部分40日が仮に認定申請期間が決定までにですね、40日が10日になればですね、10億円浮くと。すると全国的には300億円浮くってということがだいたい推定されるわけですね。こういうことを本気でやっぱり考えないと、認定のために人手がかかってそして不満が出て、私は要介護3のつもりでいけばね、2になったとかですね、それで不満が出ると。であれば、もう本当に簡素にしてですね、軽度か重度かと、あるいは要介護なのかそうでないのかとかですね、2種類ぐらいに分けるような提案を考えたほうがいいんじゃないかというふうに考えております。

それから地域包括支援センターの機能を強化するために、まあだいたい基本的には民間に委託しているわけですが、1カ所だけは各市町村でですね、1カ所だけはまさしく直営にしてですね、司令塔がなくなっているようなところがたくさんあって、現場が混乱しているようなところがありますので、司令塔だけをつくる必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、人材の問題でありますけども、やっぱり介護報酬本体のですね、引き上げをやらない限りですね、人材不足は常に出てきますし、それと極端なこと

言うとは階級っていうんでしょうか、役職がないんですよ。施設長以外は極端なこと言うとみんな平と。なかなかこういう世界っていうのは人材が集まらないんですよ。施設長と理事長以外はみんな平と。だから部長もいれば主任もいるとかですね、3段階だとかそういうこともですね、法律的にきちっと。学校ですら今なんか校長に教頭にですね、最近では副校長も出てきたし、主幹が出てきているぐらいですから、介護の世界でもキャリアアップするようなことがないんですよ、魅力的な世界じゃないと。

その3つをですね、埼玉県として提案したいと思っております。

○座長（石原東京都知事）

これはなかなかデリケートな問題で、いろいろ異論、議論があると思いますのでどうぞ意見のある方、挙手願います。

○上田埼玉県知事

まあ、今すぐ答えが出るということじゃないですが、やはり首都圏ほどですね、要介護の待機者が多いことも事実であります。施設をつくることの困難さだとかですね、こういった課題もあってですね、しかし一方では人材を供給するということではまた首都圏こそですね、その可能性を持っているところはないと思っておりますので、雇用の拡大とかも考えればですね、とてもこれは、何て言うんでしょうか、一県一市でですね、問題解決ができないと思っておりますし、むしろ場合によってはですね、特養などは埼玉県とかですね、千葉県のほうが面積も広い。またキャパもあるということですね、首都圏ということで受け入れ体制なんかですね、考えたほうがいいと思っておりますし、極端なことを言えば東京都であれば100人で200億とか300億とかの施設になってしまうと。埼玉であれば30億とか、千葉であれば30億で済むとかですね、そういうことも考えれば、やはり受け入れ体制のことも考えてお互いに融通ができるぐらいのことまで考えるべきだと思いますのでぜひですね、研究会なり検討会議なりを事務レベルでやっていただいでですね、大胆に取り組まないと私の記憶では確か東京では介護施設の待機者は44,000ぐらいでしたか。神奈川県が23,000とかそういう世界ですよ。埼玉と千葉が15,000前後だと思いますが、やはり現実問題として非常に難しい課題抱えていますし、東京都で特養どんどんつくれと言ってもこれは費用の面で手当がいかなものかと。100人のために300億使うんだったらなんか1億ずつ渡したほうが早

いんじゃないかと、そのぐらい考えていますので、ぜひ検討会でも設置していただけないかと思っております。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○阿部川崎市長

大都市の介護保険担当課長会議というところで、課長クラスで、論点を絞り解決策について検討をしています。本年1月厚生労働省にその考え方を要望として提出しているというような取り組みをやっておりますので、今上田知事から提案があったようなことについてこの首都圏の九都県市において、それとうまく連動するような形で内容も情報交換しながらですね、首都圏としてどうしたらいいかというのをまとめていくというのは重要なことだと思うんですけども、そういう他の組織でいろいろ研究している事例があるということをご理解いただいた上で取り組んでいくということをお願いしたいと思います。

○上田埼玉県知事

23年に社会保障審議会で検討結果を踏まえた法改正が見込まれるので、それまでに一番高齢化率の高いこの埼玉が1位、2位が千葉、3位が神奈川、東京は7位ですけども伸び率がですね、高齢化の伸び率が。そういうことも考えるとこれ深刻な問題に数年後になることはもう見えてますので、むしろ首都圏で一定程度の枠組みみたいなのをこの社会保障審議会の中に打ち込まないと、現場を踏まえない議論になりかねないと私は思っておりますので、ぜひ早急にですね、次に中間報告ができて次のサミットのときですね、そうして1年後ぐらいには一定の答えができるようなスケジュールで考えていただければありがたいというふうに思っております。

○座長（石原東京都知事）

これ、介護インフラっていうのはね、上田さんが指摘されたように地域によってコストが全然違うんですね。昨年群馬県で火災事故が起こった施設なんかも東京の住民がほとんどだったんですけども、まあその介護施設に入ったら一種の姥捨ですよ。隔離ですよ。孤絶だからね、それはある意味じゃどこにその対象者を持って行っても、本質的に変わらないと思う。家族のいるところと距離っていうのはそんなにもう認識されないと思うし、これやはり、首都圏によってもいろ

いろな形でもムラがあるんで、その広域行政の1つとして、私は積極的に考えていこうということより、新しいパターンをつくることになるんじゃないかと思えますね。

○松沢神奈川県知事

ちょっといいですか1つ。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○松沢神奈川県知事

先ほどあまり項目をふやさないほうがいいと言って、また1つ項目をふやせるかという相談ではないんですが、神奈川県で今一番困っているのは、施設介護、特養です。これは国がユニット型、つまり個室化しなさいという方針を出してきて、でもそうすると広さも必要だしコストもかかるわけです。入る要介護者も、別に個室じゃなくても多床室でもいいという人たちも多いわけです。そのほうがよっぽどお金がかからないし、たくさん入ってもらえるわけです。待機者がこれだけ多い中で。今、我々としてもユニット型だけではなくて多床室も認めて欲しいと。そうでないとこれだけの待機者をまかないきれないよということで要請しているんですが、それは埼玉、千葉、東京も他の指定都市も事情は同じでしょうか。

○上田埼玉県知事

同じですね。

○松沢神奈川県知事

同じであれば国がまだ方向転換にはなっていないんですね。ユニット化をやっていくという方向になっていますから。そうすると、いくらつくっても、待機者がまかないきれないと思うんです。そのあたりも一緒に要望してもいいのかな。

○座長（石原東京都知事）

いいんじゃないですかね。私はそれやるべきだと思いますね。

○松沢神奈川県知事

済みません。先ほどとちょっと論理違いますけど。

○座長（石原東京都知事）

病院なんかだって、個室っていうのはかなりコストがかかるんでしょう。みんな

ながその相部屋でカーテンで仕切られているだけですか。隣の人間が死んでも、こっちは泰然として、処置を受けている人がいるケースがいっぱいあるわけですから、私は個室っていうことにこだわるべきじゃないという、そういう1つの気運というのはつくるべきだと思う。

○上田埼玉県知事

よろしいでしょうか。いわば、人間らしい尊厳というこの理想論で個室論を厚労省は言っているわけですが、高くついて入れなくなるという現実にはですね、どうしても10万近くすると、相部屋であればどうかすると4万ぐらいからでもあると。月に7万弱の年金の人がどうして10万円払えるんだと、そういう世界が現実にあるわけですから。オフィスでもそうですが、半分個室で半分個室じゃないような仕切りのやり方っていうのあるじゃないですか。寝てれば個室になると、起きてれば相部屋になるというような、そういう適当な距離感というんでしょうか、空間づくりっていうのはいろいろな形で可能なんですよね。そういうことを認めないとバラエティーに富んだ介護はできないと思うんですよね。そういうことを逆にしっかり首都圏なんかで提案しなくちゃいけないんじゃないかと思います。一番困難なところですから。

○座長（石原東京都知事）

生々しい現場を踏まえた意見が出ているわけですからそういったものを、付度（そんたく）しての要するに報告っていうのを事務局でつくってください。

○林横浜市長

済みません。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○林横浜市長

横浜市ですが、確かに個室だとどうしても料金が高いとか入ることを控えてしまうという傾向がございますけれども、やはり居住性という意味で、多床室だと個人のプライバシーが保てないとか、インフルエンザ等の感染症の対応が不十分だとか、他人のおむつ交換時の臭気があるとか、家族が自由に訪問できないとか、反面としてそういうことがございます。国に横浜市が要望したのは、居室の面積の緩和をして、それで低料金で提供できるようにということです。

○座長（石原東京都知事）

川崎市さんどうぞ。

○阿部川崎市長

この問題はですね、個室ユニット方式を全国的に広げようということで国の方針で始まったんですが、始まってですね、川崎も早速第1号をつくったわけですね。ただ、つくった途端に個室に移った部屋代は自己負担だとかうきたわけですね。例の小泉改革のときですよ。これから尊厳が守られるいい方式だなといって始まったところで自己負担がふえてきて、そのとき食事も自己負担という形になってですね、相当な金持ちでないと個室ユニットに入れないう問題があって、できたばかりの特別養護老人ホームがなかなか埋まらないという状態が起きました。ですから、今川崎は個室ユニットと多床室とですね、組み合わせでやっていいよと、それに助成金を出しながら推進しているんですが、介護報酬や、あるいは介護の人員の配置基準だとかですね、それがもう安いほうにみんな合わせられるということになると経営が成り立たない。こういう大問題が今起こっておりまして、ですから多床室と個室ユニットと両方平行して、両方同じ施設で維持できるように、そういう仕組みをつくってくれないともう大変なことが起こる状態になっています。

○座長（石原東京都知事）

他にご意見ございますか。

○森田千葉県知事

はい。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○森田千葉県知事

まさしくその通りでですね、何しろあと地域事情っていうのもありますから。そういうのもですね、しっかりと配慮したことを国にしっかりやってもらうようにですね、私たちは要望すべきじゃないかなとそのように思います。

○座長（石原東京都知事）

わかりました。

(8) 首都圏のポテンシャルを活用した国際競争力の強化について (川崎市)

○進行 (吉川東京都副知事)

続きまして (8) 首都圏のポテンシャルを活用した国際競争力の強化、川崎の阿部市長さんお願いします。

○阿部川崎市長

はい。これはですね、先ほどのアクアラインの料金引き下げあるいはクラウドの問題とも関係してくるのですけれども、経済大国になって喜んでいるうちにいつの間にか国際競争力が無くなってしまったっていうのが、今の日本の現状だと思います。羽田空港が10月に再国際化されるということで、また成田空港の関係もあるんですけれども成田空港も拡大ということで、航空情勢がかなり良くなっていくという中で日本が一体これから国際社会でどういう地位を占めていくのか。どういう具合に成長していくのかということをやっぱり首都圏から発信していく必要があると思うわけです。国でも、新成長戦略として「環境、エネルギー、健康」ということで我が国の強みを活かす成長分野としてそれを位置づけている。いろいろな手を打っていかうと、課題を解決するモデル国としようという取り組みを進めているというところでありまして、今、首都圏でこの流れに沿ったような取り組みが各県、各市で行われておりまして、研究開発関係の機関とか、いろいろな取り組みが行われているわけですが、首都圏の中で協力関係を築いていくとか、意見交換をするとか、そういう具合にして力を合わせながら競争力をもっと高めていくようなそんな取り組みが必要ではないかということで提案をさせていただきました。川崎市ではそういった最先端の研究・成果等の発表会等々いろいろやっているのですけれども、例えば仮称として首都圏イノベーション推進会議というような定期的に意見交換をすると同時にいろいろな機関が共同で発表をするとか、あるいは展示をするとか、そういう機会を設けてはどうかという提案でございます。よろしくお願ひいたします。

○座長 (石原東京都知事)

これについてご意見ございますか。

○林横浜市長

はい。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○林横浜市長

大変賛成でございます。ぜひ進めていただきたいと思います。私は、先日上海万博にお招きいただいて行ってまいりましたが、ご承知のようにアジアの大都市ではどこでも国策として、港や空港のインフラ、産業振興まで重点的にやっています。ですから我々大都市としては、ぜひ国益の観点から、さらにこういった研究開発、新しいビジネスモデルをつくるということに連携しながらやっていかななくてはいけないと思っています。

今横浜ではライフサイエンスに関しまして、神奈川県にもご協力いただいて、理化学研究所を誘致いたしまして、隣に横浜市立大学の連携大学院を整備して周辺にはベンチャー企業もずいぶん集まってまいりましたが、そういう意味で非常に重要で国にも利することでありますし、みんなで力を合わせて、国にももう少し重点的に投資していただきたいと思いますと同時に、我々の持っている技術をもっと横展開していく意味では大賛成でございます。

（一同 了承）

（９）「新しい公共」の研究について（さいたま市）

○進行（吉川東京都副知事）

（９）「新しい公共」の研究、さいたま市の清水市長さんお願いします。

○清水さいたま市長

新しい公共ということが言われて久しいわけですが、今、国においても新しい公共のあり方ということで検討会議などが行われているところではありますが、まさに新しい公共、市民との協働、そういう意味ではですね、地方自治体はその先端を私は行っていると思っています。そして、その中でそれぞれの自治体が運用しながら抱えている課題、人材の問題であったり、お金の問題であったり、仕組みの問題であったり、そういったものをそれぞれ先進的な事例も含めて出し合っ、その中で国として解決していただかなければいけない仕組みや制度、あるいは、広域的な取り組みをやることによって、より効果が高まるものなどについて、

研究をしていったらどうかというふうに思っています。特に、これから大変な厳しい財政状況がある中で、また少子高齢化が進んでいく中で、いわゆる行政ニーズが非常に高まっている中で、もはやもう行政だけでそういった地方自治をやるということが大変難しいと。その中で自助、共助、公助のバランスの取れた地域づくりをしっかりとしていくためにもですね、この新しい公共のあり方ということを研究し、そして共有化する中でこれらを広げていくということの研究したらどうかということで提案をさせていただきました。

○座長（石原東京都知事）

これについてご意見ございますか。

○林横浜市長

はい。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○林横浜市長

これも私は大賛成でございまして、今横浜市はいろいろな取り組みをやっておりますが、平成20年度に、共に創ると書いて共創推進事業本部という部署をつくりました。これは、企業と市民の方から、行政としてこういうものを一緒にやっていただけないかというご提案をいただきながら企業間をつなげたり、地域の例えば連合町内会とか、さまざまなネットワークを使いながら、NPOも絡んでまいります。さまざまなことをやっておりまして、私としてはある程度成功していると思っておりますが、こういう事例を、横展開するという意味でも新しい行政と民とのあり方のようなものも。特に、市民の方のお力をやはりもっとつけていかなくてはいけないという意味ではぜひやっていただきたいと思います。

○阿部川崎市長

これは例えばシンポジウムをやったり、かなり取り組みを進めていると思うんです。それと同時にその新しい公共の担い手である市民や市民グループにも参加してもらってやっていく必要があると思うんです。川崎市の場合は自治基本条例をつくって、市民が中心でまちづくりをということで情報共有とそれから参加と協働ですね、3原則で取り組んでいまして、市民と行政との協働事業についても、協働型事業のルールというのをつくって適用しまして、各区役所が中心になって

いろいろな事業を展開してきているわけです。特に団塊の世代の人たちが第一線を退いて、お金もある、知識経験もある、しかも元気であると。そういう人たちは税金はあまり納めないけれども地域づくりには参加してもらえるとということで、その人たちにまちづくりをしてもらおうということが非常に重要になってきますので、そういう仕組みをつくって今進めているところです。

ですから、そういった取り組みについて意見交換をしながら、首都圏の中で全体としてどう取り組んでいったらいいかというのを模索するというのは非常に意義のあることではないのかなと思います。県の皆さんにも参加していただき、政令市でないところにもそういった情報が行き渡るような、そんな仕組みを一緒につくっていければいいのではないのかなと思います。

○座長（石原東京都知事）

他にご意見ありますか。どうぞ。

○加山相模原市長

相模原市でも市民協働型の提案事業というものをやっております。また、ファンドをつくっております、行政が基本的なものを出しまして、また民間から寄付等もいただいて、それを利用しまして市民が提案をいたしたものに対して、これはもちろん審査をするわけですが、そういった事業に支援をするということもやっております。また、地域と大学の連携ということでコンソーシアムをつくっております、お隣の東京都の町田市と連携をさせていただいて、大学ですとか、行政、商工団体等々が入って、地域活動をそこを通して主体的にやっていただく。こんなことも取り組んでおります。ぜひご参考いただければと思っております。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○上田埼玉県知事

多分いろいろな形でそれぞれの県や市がこうした新しい公共の概念に匹敵するような動きはしているわけですね。そこでさいたま市の提案はケーススタディーを少し結びつけながらいろいろな課題を整理したらどうだということですが、基本的には多分、今一番欠けているのが寄附税制がこういうNPO関係に仕組みができてないってところが一番ネックになってるっていうふうに思っている

んですね。たまたま私どもは杉並区の真似をして県で基金をつかってトンネルにして事実上の寄附をするようなことができるようにしておりますけれども、そういうのを何が一番欠けているかと。多分政府でもやってくると思いますし、今検討会をやっているわけですが、また寄附税制なんか中途半端なものになると思うので、なんかそういう政府に欠ける決定的なものを九都県市で提案したらどうかなというふうに私は逆にですね、追加提案をさせていただければと思っております。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○松沢神奈川県知事

それぞれの自治体が、いろいろな特色を持って取り組んでいる中で、神奈川県も3月に、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」をつくり、条例で位置づけをして、さまざまな協働事業、あるいはコンパクトとって、イギリスのように契約を結んでお互い責任の所在をはっきりさせて公的サービスを協働で提供するという仕組みもつくりました。その中の議論で、今上田知事からお話がありましたように、国もNPOの寄附税制をしっかりとやっていこう、認定団体もふやして、そして所得税に所得控除だけではなくて税額控除も入れていこうという、一歩踏み込んだ形で鳩山さんが新しい公共をやり始めているんです。それをもっともっと地方版でできないかということは私も大賛成です。ただ各自治体は、今基金を持って、基金をうまく通じてNPOに流れるような形をしていますが、本当は民から民へのお金の流れをつくっていかなければいけないんです。1回公共を通すんだと公共の裁量が少し入りますから。ですからそういう意味では、例えば住民税においても、所得控除や税額控除の寄附税制をつくっていけば所得税、住民税ダブルでNPOへの寄附が推進できるということにもなりますので、そういういろいろな知恵を、研究会をつかって出し合って、九都県市ならではの独特な、民との協働、NPOやボランティア団体をいかに育成するかという新しい打ち出しができるような共同研究をぜひともやっていくべきだと思います。私も大賛成です。

(10) 首都圏三環状道路の整備促進及び沿道地区の戦略的な土地利用について

て（相模原市）

○進行（吉川東京都副知事）

それでは（10）首都圏三環状道路の整備促進及び沿道地区の土地利用ということで、相模原市の加山市長さんをお願いします。

○加山相模原市長

私どものほうはですね、地域の経済施策と言いましょか、振興策ということに重点を置きまして、とりわけ首都圏の三環状道路の整備促進、これはもう従来からこちらのほうでも取り上げていただいているわけでございますけれども、それにさらなるですね、確認と沿道地区の戦略的な土地利用について、とりわけ基礎自治体のほうにいろいろな法的な権限を移譲させていただきませんかというご提案でございます。冒頭のお話のとおり、特にこの首都圏は日本のいろいろな面、文化ですとか経済の推進役、中枢であるわけでございます。そこで特にこの三環状が今整備されつつあるわけでございますが、特にインターチェンジ周辺につきましては高度な土地利用こういったものが求められていくわけでございます。とりわけ相模原市というのは今まで高速道路もなかった。そこに圏央道というものができて東京から出ております主要高速道路6本でしょうか、これと全部つながる。そういう立地条件を生かしましてインターチェンジ周辺等の高度な産業立地、整備促進を図っていきたいと考えております。

現行の中では特に都市計画決定の問題、市街化区域と調整区域の線引きの問題、こういったものが国、県が許可権者ということになっておるわけございまして、それが基礎自治体の実態の土地利用に即した中で権限がないということで、なかなか整備、計画をつくる段階からそこら辺が足かせになってきているということでございます。今これと相反する形になるかと思えますけれども、農業振興、食料の自給率を確保するというので、国は非常にシビアに考えている。しかし、我々は農業は大変重要な施策であると思っておりますけれども、あわせまして、やはり産業振興もしていかななくちゃいけない。そういったことの相反する問題がありまして、産業整備を促進する区域における農業面の法的な縛り、これを基礎自治体のほうに少し権限移譲していただけないかなということでご提案させてもらうものでございます。

今、国のほうでは都市計画のそういう決定権を基礎自治体のほうに下ろそうという検討をなされている。具体的に申し上げますと、例えば用途または線引き、こういったものが基礎自治体に下ろされたとしても、その中に農用地等があった場合には、これは全く別法律でございますので、その実態に即するような、例えば工業系用途に変えていくといったときに、そこに虫食いのような状態で農用地があった場合に、これは全く計画が促進できなくなってしまうわけですね。そういった意味では、そこら辺のことは少しですね、裁量権を基礎自治体にお任せできないでしょうかと、こういうご提案をさせていただきたいと思うんですね。

もちろんこれは広域行政の中で県、または都というところが総体的にバランスを見ていくということは十分認識をしておりますが、先ほども言いましたように食料の自給率ですとかそういったものに対しまして影響を与えるような裁量権ということを求めているわけではなく、現行の1つの基準、例えば振興計画そういったものを著しく揺るがさない程度の中での微調整、こういったものが可能な中での権限移譲があってよろしいんじゃないかなということで、ぜひ、法改正ですとか、今、地方分権という形の中でさまざまな機関で見直しが行われているわけでございますけれども、そういった中で今回、国に要望させていただくご提案をさせてもらうものでございますので、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○座長（石原東京都知事）

これについてご意見ございますか。

○上田埼玉県知事

はい。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○上田埼玉県知事

大賛成です。相模原市のインターチェンジ周辺の農地をどう活用するかということについて愛知出身の赤松さんが土地勘があるわけでもないし、なぜ土地勘もないような人がその判断をしなくちゃいけないのかということになると私は思っております。埼玉でもやはり圏央道がらみに関していろいろな活用の仕方があるんですが、2ヘクタール以上は大臣との協議と、4ヘクタール以上が大臣の許可

と、しかしどう考えても赤松農水大臣が埼玉の土地勘がわかるわけではないという中ですね、判断をされるというのは不合理だと思っていますので、こういうのはやっぱり一定程度のですね、条件が必要だとしても大幅に権限移譲させるということで、こうした要請をですね、しっかり九都県市で出すことは大変重要ではないかというふうに私は大賛成であります。

○加山相模原市長

ありがとうございます。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○林横浜市長

私も大賛成でぜひお願いしたいと思います。横浜市は先ほども申し上げましたが、京浜三港でハブポート化を進めておりまして、国に選択していただくとう頑張っているのですけれども、圏央道を始めとする環状道路は都市間の連携強化ということで大変必要ですし、港湾物流を支えるという点で非常に大事なので、全く同じ意見でございます。あと、開発と保全という問題について、先ほどから相模原市長もおっしゃってましたが、そこはしっかりと踏まえながらということだと思います。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○松沢神奈川県知事

私は違う意見を持っています、まず三環状の道路ができる。そこにインターチェンジができて、そのインターチェンジの周りを戦略的に自然を守りながら開発をして地域の活性化を図る。この目標自体は大賛成です。

後段のほうですが、地域振興とか開発というのはまさしく町にとっては重要なことなんです、その市にとっては。ただ、当然そこには広域的なバランスも考えなければいけなくて、各市町村が全然違ったポリシーで、こっちは開発一辺倒、こっちは農地を守るの一辺倒になると、町全体のバランスが崩れてしまう部分もあるんです。ですから、こういう部分はやっぱり広域的な視点が必要だと思っています。それから、農地は確かに開発が進んでくると土地の生産性を高めたいから、遊休農地になっているぐらいだったらとにかく早く転用して、用途を変えて

開発したいとみんな思いますが、農地というのは先ほどおっしゃったように食料確保だとか、あるいは農地の持つ機能も守っていかなければいけない、バランスよく見ていかなければいけないという部分があると思うんです。

そこで今、相模原市からご指摘のあった、農振地域制度、それから農地転用の問題、これを今、市だけではできないと。県知事の許可、さらに県知事は大臣と相談するとか、こういう面倒なプロセスがあるからなかなか進まないんだと。私たちもこんな面倒なプロセスをなくして、できるだけ政令市になった相模原に譲りたいと思うんですが、ただ、いくらこのプロセスを簡略化しても、農地法、都市計画法という法律の基準が変わらないと、いくら相模原市長が権限を持っていても、県知事や大臣はいらないんだとなっても、この法律がある以上、この法律に従ってやらなければいけないんですね。私たちは市町村が開発をするのを止めたいから、意地悪したいから許可を下ろさないのではなくて、法律の基準で下ろせないから下ろさない部分もあるわけなんです。私は手続きの時間を簡略化するという意味では知事や大臣から市長にという流れは賛成なんですけど、ただいくらそれをやっても法律の基準を変えない限りこれはできません。むしろこの要望は、こうしたプロセスの簡略化だけではなくて農地法だとか都市計画法だとか、この法律の基準をもう少し土地を有効利用して開発できるように変えてもらうという要望にしないと、この部分は少し難しいのかなと。これだけ変えても難しいのかなという感じがして、後段の部分は県としてはなかなか賛成しかねるなという部分があるんです。

○座長（石原東京都知事）

松沢知事は法律に詳しいから。

○松沢神奈川県知事

いえ、そんなこと。

○加山相模原市長

これ実はですね、私どもの方は松沢知事の言った趣旨と全く同感でございまして、本来ならば都市計画法、そして農地法、農振法といった関連法を全て横並びにさせていただきませんか、都市計画法は、今そういう改正の方向で進んでいますけども、実態的に我々がそういう都市整備を進めるにあたりましては、農振法、または農地法、これの見直しがされませんかつながりませんか。実態として効果

が出ないということになりますので、今お話のとおり本来ならば要望の趣旨としてしましては法改正ということまで踏み込んでいただければ一番いいのかなと思っております。ただ、一番問題なのは、広域行政の連携の中でやはり食料ですとか自然ですとか環境、こういったものを重視しなくちゃいけないわけですから、手続きの中で、それは県ですとか国、十分な協議手続きが必要だという手順は残していく必要があるんじゃないかなとは思っているところでございます。特にこの圏央道はですね、100年に一度とかでできる道路なんですね。10年に一度とかでできる道路じゃありませんので、そういうポテンシャルを生かしていく、むしろまたは費用対効果を考えれば莫大な投資をして建設される道路がその地域に何の利益も生まないということでは意味がないと思っておりますし、また私どもの市というのは特に、神奈川県では唯一合併をさせてもらった市でございます。今、知事は合併推進を一生懸命やっただけでいるわけですが、なかなか進まない。ただ、我々もですね、実は合併をさせてもらった区域が4町ございまして、そこがもう高齢化は進む、人口減少は進む、なぜかと言いますと働く場がないんですね。なおかつ神奈川県の65%以上の水源地を持っている。水源保全をしなきゃいけない。大変、費用的なものだとかいろいろな課題をですね、背負わされて合併をしているわけです。ですから、地域自立を図るためには、やはり何と言いましても雇用の場というものを創出していかなきゃいけないわけですから、そういう地域の実態ですとか100年に一度あるかないかというような資源、これを有効利用させていただくには、基礎自治体としての特殊事情というものも配慮できるような法改正をしていかないと、旧態依然たる法律を現実には今あてはめていくということで矛盾があって、もう地方は生きていけないわけですよ。ですから、そういうことをご提案をさせてもらっております。私は松沢知事が言っているようなことの中で事が進むということは非常に素晴らしいことだし、上田知事もまた横浜市長も言っていただきますように、やっぱり地域主権ということを考えれば、地域の実態は一番基礎自治体がわかっているわけですから、ぜひお願いしたいなあ、思っているところです。

○座長（石原東京都知事）

はい、どうぞ。

○上田埼玉県知事

松沢知事、所要の措置を要請するっていう形でそれも含まれているものだっていうふうに私は思ったんですね。最初から。法律改正等とも。だから読めるんじゃないかなと思ってます。両方ともその部分が出ているので所要の措置を要請するっていうことで、検討課題がいろいろあるよってということが含まれているような気がするんで、どうでしょうか。

○松沢神奈川県知事

この文章を読んでいると、その許認可権限者を知事とか大臣とかではなくて下におろせば解決するみたいに読めるんですが、むしろそうではなくて、法律の規制を緩和してもらわないと解決できないんです。誰が許可するという問題ではなくて。プロセスの問題ではなくて、これは規制の問題なんです。だから、それをちゃんと書いていただければいいんですが、このままだとなにかそれで全て解決するみたいになってしまうと。

○座長（石原東京都知事）

それは1文を付け足したらいいじゃないですか。

○松沢神奈川県知事

法の基準自体を見直さないとできませんからね。そういう形にしていれば。

○加山相模原市長

ええ、ありがとうございます。知事もよろしいですか。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○加山相模原市長

よろしいですか、ありがとうございます。

○松沢神奈川県知事

じゃあ、ちょっと1文を。

○進行（吉川東京都副知事）

事務局のほうで調整します。ありがとうございました。

(11) 妊娠期から新生児期の健康診査・検査事業の改善について（横浜市）

○進行（吉川東京都副知事）

はい。続きまして、(11) 妊娠期から新生児期の健康診査・検査事業の改善につきまして、横浜の林市長さんをお願いします。

○林横浜市長

はい。それではご説明申し上げます。お手元に、このピンクの表紙の、「トツキトウカ」パンフレットというのをお届けしておりますので、おめくりください。

これは、お腹にいるころから1歳のお誕生日を迎えるまでの子どもたちに向けて、お母さん達がメッセージを送っていただいたものをまとめてございます。これを読ませていただくと改めて、子どもを産み育てていく大切さというか、お母様方の気持ちが本当に出ているパンフレットでございます。しかし、今日では非常に子どもを産みたい気持ちはあるけれども産めないという女性、ご家庭が増えているのが現実です。今月4日に総務省が発表した推計人口によりますと、総人口に占める子どもの割合は、36年連続で下がり、過去最低の13.3%になってまいりました。背景といたしましては、家族のあり方の変容、女性の働き方や意識の変化などがございまして、晩婚化、晩産化が進んでいることとございます。例えば、出産なさっても、職場復帰への不安等々があつて、安心してお子さんを産み育てられない状況があるということが要因の1つだと思います。今、首都圏、ひいては我が国が将来にわたって元気にあり続けるためには安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指すことは当然でございます。4月27日に発表された「国民生活選好度調査」、いわゆる「幸福度調査」でも、政府が目指すべき主な目標として、「安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現」が64.9%でございますから、これが期待されているところでございます。このため、出産、育児にかかる経費的、精神的負担の軽減、産科、小児医療の充実や保育所待機児童の解消などさまざまな課題がございしますが、中でも出産前後のケアが重要だと考えます。そこで、妊娠期から新生児期の健康診査・検査事業について、制度の改善、充実を国に要望することをご提案申し上げます。

それでは、お手元の要望書をご覧いただきたいと思います。妊娠期から新生児期の健康診査・検査事業は、子どもが健やかに生まれ育つ上で大変重要な施策ですが、全国的に統一した対応がなされておられません。地域によって差が生じている状況にあります。このため、母親、子どもが不利益を受ける場合があります。

もちろん地域主権の時代において、自治体ごとの創意工夫は重要でございますが、少子化対策が喫緊の課題となっている中で、全国どこでも安心して出産、子育てできる最低限度の環境を整えることは国の責任において行うべきではないかと考えています。

私どもの要望の具体的内容は2点でございます。1点目は妊婦健康診査について、現行の14回分の公費負担の国費による恒久化、検診内容の統一化及び事務システムの構築を図ることでございます。2点目は、新生児マススクリーニングについて厚生労働省が行った実証研究の成果を検証いたしまして、さらに有効な検査法を検討すること。これについては、タンデムマス法という検査法がございまして、それを取り入れていただきたいというお話です。

このタンデムマス法についてご説明いたします。私は、先日、「先天性代謝異常症の子どもを守る会」という親御さんの会や専門医の方々から直接お話をお伺いいたしました。先天性代謝異常症とは、生まれつき体内の代謝がうまくいかずに余計な物質がたまったり、必要な物質が不足して、発育障害、知的障害、意識障害など全身に影響を与える病気でございます。検査方法にはガスリー法や酵素法などがありまして、現在やられているガスリー法をタンデムマス法にすることで、発見可能な病気が現在の6疾患から20疾患に増えます。早期に治療を行うことで病状の進行や障害の発生を防いでより多くの命を救うことができます。そして障害を予防することができるわけです。この検査法は、検査時間が短く、精度も非常に向上いたします。ちなみに、神奈川県内では、新生児マススクリーニングの検査システムと精密診査の医療システムを連携させ、一貫した早期発見、早期治療体制を目指し、取り組んでおります。また、厚生労働科学研究のパイロットスタディに、横浜市立大学病院や市民総合医療センターで生まれ、かつ同意を得られたお子様を対象にこの新しい検査法を行ってまいりました。異常が発見された場合には、横浜市内では横浜市立大学附属病院を窓口として、県立こども医療センターなどで精密検査、診断治療を行っております。検査対象疾患の範囲や治療体制などさまざまな課題があることは十分承知はしておりますが、より有効な検査法の導入とあわせて診療支援体制の整備の検討が必要と思います。

少子化の現在、子どもの命と健康を守るためにぜひ国に要望したいと思いますのでお願い申し上げます。私はこの障害を受けられたお子さんのお母様たちとか

なり深くお話をさせていただきましたが、新生児がお生まれになって1週間の間
にこの検査をいたしまして、病気が発見されると、相当予防されるのです。昔は、
こういった検査法がなかったために、そういうお子さんが病気にかかれてしま
いました。研究が相当進んできておりますので、この検査方法を取り入れていた
だくように要請したいということでございます。以上でございます。

○座長（石原東京都知事）

これについてご意見ございますか。

（一同 了承）

○林横浜市長

どうもありがとうございます。

**(12) 首都圏の優れた産業技術の共有化及び戦略的な情報発信について（東京
都）**

○進行（吉川東京都副知事）

それでは、(12) 首都圏の優れた産業技術の共有化及び戦略的な情報発信につ
いて石原知事のほうから提案がございします。

○座長（石原東京都知事）

それじゃあ、東京から申し上げます。東京を含めて、この首都圏には、非常に
集中が進みすぎていて、まあ進みすぎている感もないでもないんですが、同時に
いろいろな知能が集中集積してまして、それが国のレベルでなかなか見えにくい。
しかし非常に高度な技術というものの開発をやっております。お聞きしますと、
この会議にご参加の各県都市でも、同じような試みをしてらっしゃるようです。
私が就任しましてから、成功した企業の表彰は今までやっていたようですけど、
そうじゃなくて、専門家に判断してもらって、非常に有効性の高い、高度な新し
い技術を開発した企業を表彰するようにしまして、そのために中からいくつか上
場企業も出ましたし、表彰された企業は、非常に売上が上がって業績も進んでい
るという事実がございします。これを平成12年度からベンチャー技術大賞という形
で進めておりますが、それに表彰される企業の内の7割以上は売上が増加し、既
に5社が株式の上場を果たしております。例えば2009年のこの受賞例であります

けど、今日専門家を呼んでまして、簡単な説明をいたしますが、従来、感染症の判断というもの、あるテクノロジーをやったんですけど、この世界で今共通しているテクノロジーの100倍の感度を持った方法をこの企業は開発しました。これはおそらく、世界に敷衍すると、世界のスタンダードになるとは思いますけれども、これなんと従業員4人の企業です。それからいくつか、あまた例がございますが、枚挙にいとまがないのでひとつ紹介しているんですが、こういう技術に残念ながら国の経済産業省からは全然視線がこない。それからジェットロはこういったものはほとんど相手にしないということで東京は決心しまして、もう東京都が代表になって、相手は地方の都市じゃないんです。国家を相手にして、1つのファンドをつくって進めようと思ってます。どうせやるならば、皆さんで預かってらっしゃるセクターの中でこれに類するような高度な技術ってものはずいぶん埋没されてるんじゃないかと思うんですね。こういったものを集約しまして選りすぐって、例えばその相手の経済社会事情、例えば途上国なら有効性があるけれども先進国では、今言った感染症の判別っていうもののテクノロジーはどんな国でも通用するわけですけども、そういったもの以外のテクノロジー、何て言うんでしょうか、例えば、川の流れっていうのは水面が一番早いんですけど、それに兩岸からつないでフロートさせることで、川の流れを使って中が自転して発電する、この機械がありますとこの机ぐらいの大きさですけども、だいたい日本の、要するに大都市で生活してらっしゃる方々の家庭で需要している電気っていうのはそれ1台でまかなえるぐらいの発電力がある。そういったものは、ヨーロッパやアメリカでは必要ないでしょうが、しかし途上国では非常に有効な効力を持つので、そういったものを紹介して、何て言うんでしょうか、もう国がやってくれないので、東京でやろうと思ってますが、どうせなら東京だけじゃなくてここに参加している首都圏のそういうテクノロジーを積極的に紹介して開発、セールスしていきたいと思いますのでご紹介いたしました。

○進行（吉川東京都副知事）

それでは、シンセラ・テクノロジーズ株式会社の村上さんよろしくお願いたします。

○座長（石原東京都知事）

素人にわかりやすくやってね。みんな素人だから。

○シンセラ・テクノロジーズ 村上CEO

ただいまご紹介いただきましたシンセラ・テクノロジーズの村上と申します。都知事のほうから大変お褒めの言葉をいただきまして恐縮いたしております。また同時に今日は九都県市の知事、市長の前で私どもの技術や現在取り組んでいるテーマについて紹介する機会をいただきまして大変感謝いたしております。よろしく願いいたします。

皆さんのお手元に既に事務局のほうから資料を配付されているとかがっております。

○座長（石原東京都知事）

言いたいことはたくさんあるだろうけど、他にも議題がありますので簡単にお願ひします。

○シンセラ・テクノロジーズ村上CEO

はい。3分で終わります。これを全部説明しますと長くなりますので、2つだけ申し上げます。1つは先ほど都知事が言われましたけれども、去年11月にベンチャー技術大賞をいただきました技術の何を評価されたのかということのポイントを絞ってご説明申し上げたいと思います。それから2つ目は現在取り組んでいるテーマが5つ6つあるんですが、そのうち一番今力を入れているのは、インフルエンザです。特に鳥が来た場合の対策をどうするか、あるいは診断をどうするかということに今取り組んでいる最中でございます。スライドの4ページ目をお願いいたします。これがベンチャー大賞をいただいた技術でございます。一言で申し上げますと抗原抗体反応という生体反応を応用した技術でございます、タンパク質を検出したり同定する技術で、現在最も広く行われておりますのは技術系の皆さんだにご存知だと思いますけどもELISA法という方法でございます。ベンチャー技術大賞をいただきました技術は、そのELISA法を改造した方法でございます、真ん中の絵のところは抗原と、それから上下が抗体なんです、その上にMUSTagって書いてありますけれども、これは特殊に人工的に合成した遺伝子でございます、それを切り取りましてそれを遺伝子増幅器のPCR法という機械で増幅しまして、仮に1個あっても、10回増幅しますと即1,000倍になりますので1,000倍に感度を上げて測定すると、こういう原理でございます。従来、行われていました方法に比べまして最低でも感度が100倍、場合に

よって500倍、1,000倍の感度のものがあります。2番目の特徴は3項目を同時に測ると。従来の方法は1項目だけだったんですけども、3項目同時に測ると。したがって、測定時間が3分の1、コストが3分の1と、こういうものが特徴でございます。次、お願いします。私が現在取り組んでいるテーマがここに書いてございますけど臨床診断薬ということでインフルエンザ、それからがん関係ですね。それ以外のアプリケーションではアルツハイマー病、それからおそらく先ほど横浜市長さんから言われていたと思うんですが、小児遺伝病でございます。いずれにせよ、非常に汎用性の広い技術でございます。次、お願いします。現在取り組んでいますのは鳥インフルエンザにいかに対応するかということで、超高速遺伝子診断法という方法ですね。これは現在でも行われております。ただし、現在は2時間、3時間、あるいは都道府県であれば衛生研究所に行きますと2、3日確定診断まで時間がかかりますので、これではかかりすぎてかなわないというようなことで、スピードアップを図ろうと考えております。それからもう1つは右側の簡便法という方法なんですけど、免疫クロマト法という技術を使うんですけども、これは現在もあるんですけど感度が良くないし、時間がかかるということで、従来法に比べて、今のところ100倍、理想的には1,000倍の感度、つまりインフルエンザのウイルスを持っていれば、保菌者であってもまだ発症していないという段階で診断できれば早く手が打てるということで、超高感度、早いやつということに取り組んでおまして、左側のほうはほぼ技術が確立しつつあります。右側のほうは現在開発中でして、次のインフルエンザ、既に去年であれば豚インフルエンザ、今ごろからもうスタートしたんですけども、次の季節型が流行るまでにできれば臨床あたりまでいけばいいのかなど。いずれにせよあまりに拙速でやりますといいことはありませんので、現在そういうことで取り組んでいる最中です。次、お願いします。

専門家の先生方に聞いてみますと、鳥のインフルエンザには発生、封じ込め期、パンデミック、感染押さえ込み、收拾期があり、それぞれの期に保健所、指定機関、消防庁が関わっておりますが、今日お集まりの皆さんはこれらの組織のトップであろうと思うんですけども、これらの機関がMUSTag技術を利用してどんなことに取り組むのか、こういうことが必要だと、考えております。これ専門家の意見を聞いてつくったものでございます。ちょうど時間でございます。あ

りがとうございました。

○座長（石原東京都知事）

ありがとうございました。

4 その他

（１）ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会の開催について（千葉県）

○進行（吉川東京都副知事）

それでは次第の４番、その他ということでゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会の開催について森田知事のほうからお願いいたします。

○森田千葉県知事

恐れ入ります。あの千葉県ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会、37年ぶりということですね、一生懸命頑張らせていただいております。お手元に、パンフレットをお配りしていると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

千葉県、正直な話、今までどうしても国体の盛り上がりが少なかったんでございますが、何しろですね、全国からアスリートが来て思いっきり青春の汗を流していただきたいと、そのような気持ちを持って、また一番大事なことは千葉県民の来ていただいてありがとうございます。ぜひまた来てくださいという、そういうおもてなしの心が大事だと、そのように私ども一生懸命やっておりますので、どうぞお時間があったらぜひ来ていただきたいと思います。

それとですね、ちょっとこれは国に対する要望だとか、そういうところはちょっと全然離れてしまうんですが、先ほどからポテンシャルという話が出てたんですが、あの特に首都圏においてね、例えばこういうその国体なんかでもPRも含めてですね、例えば電波っていうものをですね、非常にもう一度再確認したほうがいいんじゃないかなと思うんですね。例えば、千葉テレビがあるしMXがあるし、神奈川テレビもあります。埼玉テレビもあります。ところがですね、どうしても千葉県だけ出ると、千葉テレビは何をやっているかということですね、ほとんどがですね、ショッピング情報。あとね、カラオケ大会とかですね、どうしてもいまひとつ盛り上がらないんですね。ソフトだけでもね、そういうものをみんなで共

有する。例えば、なんか首都圏でね、こう発信したいことをです、そういう電波の活用、これもポテンシャルじゃないかなと私そう思いますね。ですからなんかこうソフトだけでも共有できるような、なにかあればいいなど、そのようなことを思っている次第でございます。

まあちょっとかけ離れましたが、千葉国体・千葉大会、私ども一生懸命PRさせていただき、そして皆様にです、千葉県に来て良かったと、また来たいなど思われるように頑張りますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(2)「E-K I Z U N A サミット」等の結果報告について（さいたま市）

○進行（吉川東京都副知事）

続いて、さいたま市長さんのほうからお願いいたします。

○清水さいたま市長

はい。お手元に資料をお配りさせていただいておりますが、昨年秋の首脳会議におきましてご案内をさせていただきました、電気自動車普及のための都市の首脳による会議につきまして、4月26日月曜日にさいたま市内のホテルにおきまして、「第1回E-K I Z U N A サミット・フォーラム in さいたま」として開催することができましたのでご報告を申し上げたいと思います。

当日は、上田知事さん、松沢知事さん、阿部市長さん、加山市長さんにお越しをいただき、また横浜、千葉市からは副市長さんにお越しをいただき、誠にありがとうございました。おかげさまで大変実りのある会議とすることができ、御礼申し上げたいと思います。会議当日は、東日本の20の自治体の首脳をはじめ、さまざまな業態の企業首脳にお集まりをいただきまして、EVに関する先進事例などの発表や意見交換を行いました結果、出席者一同、EV普及のための広域的な都市間ネットワークの構築を目指し、連携協力して取り組むことの共通認識を得ることができました。

サミットでは、今後のEV普及のための取り組み方針を、またフォーラムでは、EV普及に向けまして、今後官民が連携、協力していく旨の宣言を取りまとめまして、マスコミを通じ全国に発信をしたところでございます。

また、先ほども松沢知事さんからご発言がございましたけれども、当日松沢知事さんからご提案を受けまして、充電設備の整備とわかりやすい表示の促進、インセンティブの付与、普及啓発の推進・支援を柱とするEV普及に向けての提言書を、E-K I Z U N Aサミットを代表して本日国土交通大臣に提出をさせていただき予定しております。なお、E-K I Z U N Aサミットとフォーラムにつきましては、EVの普及促進のため今後も継続して開催をしていくこととさせていただきますので、今後とも皆様方にはよろしくお願ひしたいと思います。

そしてもう1点でございますが、皆様にお手元に配らせていただいております、前回の秋サミットの際に盆栽を置かせていただき、石原都知事さんにもよくご覧になっていただきましたけれども、3月28日に、公立美術館としては初めての大宮盆栽美術館というものが完成しました。JRの宇都宮線の土呂駅から5分というところにオープンをさせていただいております。盆栽の名品、優品を始めとして、盆器、水石と呼ばれる鑑賞石、盆栽が描かれました浮世絵などを展示するほか、盆栽に関するさまざまな資料も収集、展示を行っておりますので、ぜひ皆様方にもご覧をいただければというふうに思っております。後ほど招待券をお渡しをさせていただきますので、ぜひとも見に来ていただければと思います。以上でございます。

(3) 新公会計制度普及に関するパンフレットの紹介について（東京都）

○座長（石原東京都知事）

それでは東京から申し上げます。東京は平成18年度から国や全国の自治体に先駆けて本格的な複式簿記を導入して、予算編成に活用するなど施策に反映しております。総務省が、これに対抗して指導している公会計モデルは、とても本格的な複式簿記ではございません。国際公会計基準や民間の企業会計とかけ離れております。これはですね、かつて企業のCEOをしていらした、横浜の市長さんなんかよくお分かりだと思いますけど、似て非なるものでありまして全く役に立ちません。

東京は、これ大いに喧伝しているんですが、大阪にはですね、こちらを無料で提供しまして、指導員も行きまして、大阪はこれを採用しておりますが、私は国

も同じことをすべきだと思うんですけども、皆さんのお手元に配りましたのは、これ全国の都道府県の中で青いところだけが総務省の役人がいない。あとは全部、省の役人がポジションを占める。ですから、自分の古巣に気兼ねして、とてもじゃないけどその総務省の後ろにいる財務省が指導している会計制度だから採用できません。

先ほどもそれから松沢さんのときもちょっと口挟んで申し上げたんですけども、これにプラスして、やはり公認会計士による外部監査をしませんと、松沢さんもこの間、不祥事で本当に頭痛められたと思うんだ。ああいう事態っていうのはこれからも起こり得ると思いますよ。

それで国も、これやらないんですな。地方にやれと言っておいて。それで人事院なんて実にはいい加減なものが、人事院勧告やっているけど、あんなものは、1つのプロテクターになっているだけで、あれで守られているんですよ。国家公務員の給料とか、それから要するに政治家の給料も。こういったものを直すために、私は、どこの企業も取り入れている複式簿記・発生主義の会計っていうのをやはり入れませんと、しかもそれでフォローして、会計士が指摘した問題は、1年後にどうなっているかということのを要するにチェックしてもらわないとなかなか、健全な財政っていうのはおぼつかないと思いますので、いつでもただでご提供いたしますからぜひご活用願いたい。

いかに総務省の言っていることがおかしいか。

○事務局

会計管理局長の新田でございます。私のほうから。

○座長（石原東京都知事）

簡単に。

○事務局

はい。配付させていただきました資料に基づいて問題点、総務省モデルの問題点についてご説明を申し上げます。

ただいま知事から申し上げましたとおり、総務省のモデル、これは国際公会計基準や民間企業会計基準に準拠していないということから、この図をちょっとご覧いただきたいと思うんですが、その顕著な例が税収の取り扱いでございます。総務省モデルにおきましては、民間企業でいう損益計算書にあたります、行政コ

スト計算書におきまして、その自治体の主たる財源でございます税金を収益として計上しないということになっております。その結果、図にございますとおり、左側が都の東京都方式の場合でございますが、濃い部分、濃い青の部分、これが税金でございますが、これが右の国モデルでいきますと、その税金はそっくり落ちてしまうという結果ですね、全ての自治体がまるで大幅な赤字を抱えているように見えてしまうということで、自治体の財政運営の実態が正確に見えてこない、まあこういうようなものになってございます。

また、一番下でございますが、財政運営の活用という面につきましても、東京都におきましては知事からお話ございました、いろいろな形で事業評価等に活用してございますが、この総務省方式でまいりますと、事業改善などへの活用も限られてきてしまう。こういった問題がございます。このような問題点がございませぬため、私どもとしましては、国際公会計基準や民間企業会計基準を踏まえた会計基準を早期に整備して欲しい、という具合に考えているところでございます。以上でございます。

○座長（石原東京都知事）

とにかく日本の国家の会計っていうのは財務諸表がないんですよ。だから正確なバランスシートもないんですよ。こんな家計簿にもないようなどんぶり勘定でやっているから、繰り越してということもできないから、まあ皆さんよくご存知のように、2月、3月はやたらに工事が入って、予算残しても怒られる、オーバーするとまた怒られる。こんな馬鹿な制度をやっている国っていうのは日本だけですよ、本当に。

○進行（吉川東京都副知事）

以上で。

○座長（石原東京都知事）

次、埼玉県から1つあります。

○上田埼玉県知事

よろしいですか。

○進行（吉川東京都副知事）

はい。

○上田埼玉県知事

ありがとうございます。あの資料をちょっと配ってください。実は昨年11月に一度、16号をですね、先行移管をしたらどうだということですね、提案してご了解いただいたことがあるんですが、現在国の出先機関の原則廃止を民主党政権がうたっております、知事会でもプロジェクトチームをつくっていろいろなことやっておるんですが、広域連合をつくる話については先ほど松沢知事からもお話が出ましたし、検討を進めていかなきゃならないと思っておりますが、制度の設計までには法律改正も含めて若干時間がかかるだろうということで、じゃあその間、何もしないのかということもなかなか面白くないということでですね、協議会方式であれば、個別のテーマぐらひは進めることができるというふうに考えておまして、まずは受け皿としてですね、個別のテーマでもいいから1つでもですね、先行実施をしたらどうだろうか、例えば16号は文字どおり、1都3県、そしてこの九都県市をですね、またがった道路でございますので首都圏連合という形の中で協議会方式でですね、受け皿として受けることが可能な道路でありますし、ご承知のとおり、この国道16号といっても事務所そのものは各県ごとに来ておりますので、実は各県ごとに管理ができるという仕組みがございますので、極端なことを言えば、仮にこの16号の管理運営が100億かかっているとすれば、首都圏で受けた場合ですね、80億でもし仮にできることができれば、これはやっぱり我々のほうが効率的な運営ができるんじゃないかというようなことを全国にメッセージを出せますし、また国の財政再建にも寄与することが可能になりますので、いったんは当然受託額としてはかかっているものをいったん全部いただくことにしますが、場合によっては効率的に運営してですね、返還するぐらいのですね、度量を私たちが持ったほうがいいんじゃないかっていうような形で。なおかつ現在原口大臣もこの事務の移管に関する担当の主査をしている北川早稲田大学教授もですね、手挙げ方式の先行事例をつくらうという強い意欲を持っておられるところもございますので、我々が一番最初に協議会という枠組みをつくって、例えば16号を承りましょうという形で手を挙げたらどうだということをぜひ、提案させていただきたいと思っておりますし、まあ既にこの問題に関しては国土交通省に我々が受けてもいいですよということで、要望はもう出しているんですね。ただし、その受け皿についての確認まではしてなかったんで協議会という形ですね、つくってさらに要望をしたらどうだろうか、ということをご提案申し上げたいと

思います。

○座長（石原東京都知事）

これについてご意見ございますか。

○森田千葉県知事

はい。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○森田千葉県知事

協議会設置においては私も賛成でございます。ただですね、特に移管の時期についてはですね、私は各地域にそれぞれ状況を考慮していただきたいなあとそのように思います。まあ国道16号はですね、本県では現在、千葉柏道路、バイパスですね、整備計画の検討は進めている。今後のですね、進捗状況踏まえた上でね、判断する必要があると、そのように考えております。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○松沢神奈川県知事

16号は、川崎市以外は九都県市全部通っているんです。もちろん距離が長いところ、短いところがありますが。この九都県市で合意して先行的に受け入れようということにするにはもってこいの道路なんです。みんなが協力してやれる、非常にいい道路だと思います。それで猪瀬副知事が、地方分権改革推進会議で246号も先行的に受け入れていこうということで、東京、横浜、神奈川は国と交渉に入っているんです。ですからこの16号もこちらから要求してやっていくための1つのアピールになりますので、ぜひとも力を合わせて。事情によって少し準備期間の差はあると思いますが。

○上田埼玉県知事

それはまあ、あとは調整をして。

○松沢神奈川県知事

ええ。でも方針としては…。

○座長（石原東京都知事）

つながっているの？

○松沢神奈川県知事

つながっているんです。

○上田埼玉県知事

つながっているんです。

○松沢神奈川県知事

これはもう昔からの道路ですから、一部自動車専用のところもありますが、一般道路ですから、これはいい方向だと思います。賛成です。

○上田埼玉県知事

一応、都道府県ごとに国道事務所ができてるんです。だからそういう意味じゃ役割分担もはっきりしているんで、難しくないという判断を私たちはしているんです。

○松沢神奈川県知事

政令市は国道の維持管理もやりますから、政令市部分は政令市となるんですよ。

○上田埼玉県知事

そうです。そうです。その部分も含めて各県ごとに国道事務所ができてると。1つだけ。だから権限と財源もわかりやすいついていうんですかね。そういう意味でも受けやすいついていうんでしょうか、受け皿になり得るんじゃないかと。こういう実験を少しやっついていかんとなかなか先が進まないんで

○座長（石原東京都知事）

財源はどうするの。

○上田埼玉県知事

財源もそのままいただくんです。今までやっている部分を。100億かかっているとすれば100億。その中で埼玉が20億とすれば20億いただくと。

○座長（石原東京都知事）

いただくとっても、くれるほうのプライオリティーの問題があるんだな。

○上田埼玉県知事

これはもう予算化が毎年されていますから、管理の部分に関して。

○座長（石原東京都知事）

この再整備のためのバリアーは何なんですか。障害は。

○上田埼玉県知事

障害は、こういう連動している部分は国が一括的に受けなきゃならないという、広域性だけを言っているだけです。

○松沢神奈川県知事

あと16号はもう既に整備されている道路ですから移管しやすいんです。

○上田埼玉県知事

そうです。

○松沢神奈川県知事

例えば246号では、今バイパスなどを国が工事してますから、その工事が終わってから移管されるならいいが、工事ごと移管されてしまったら大変なことになるということで、移管されるほうは困るわけなんです。16号はもうできている道路ですから比較的やりやすいと思います。

○加山相模原市長

よろしいですか。例えば上田知事ね。

○上田埼玉県知事

はい。

○加山相模原市長

維持管理だけを国から移管を受けようと、こういう話ですか。

○上田埼玉県知事

そうです。

○加山相模原市長

ああ。例えば将来構想でこの16号って非常に重要な道路だと思うんですね。私どものほうは本来ならば全部立体化をお願いしたいなあと。特に横浜ですとかさいたま市さんの区域で、これが立体化すれば、まあこれ全部じゃないんですよ、非常に地域振興にも、この首都圏全体の力のアップにもつながるかなあと考えていますので、そういったことも含めて、ぜひやっていただければなと思っております。ありがとうございます。

○座長（石原東京都知事）

どうぞ。

○清水さいたま市長

さいたま市も基本的には賛成です。非常に良いモデル事業になると思いますので首都圏広域連合を進めるための一歩として賛成したいと思います。

○上田埼玉県知事

これちょっと可能性があるんですね。担当大臣がその気があることと、それと担当主査の北川教授がその気があること。国土交通大臣のセンスもそんなに悪くはないと思っているんですね。だからこういうことを突破口にしない限りなかなか先進まないし、法律はですね、今の地域主権戦略会議のタイムスケジュールでは24年度に出して25年度に成立するという任期満了間近になって成立するというスケジュールなんですね。だから何も結局はできないということなんで、先行事例が1つでもあれば、場合によっては法案審議のときに先行事例の参考人招致とかで、ああ参考人というんでしょうか、出て説明したりすることで地方分権を進めさせることができるんじゃないかなというふうに。そういう意味でも、ある意味では地方分権を先行的に実施するという貴重な事例になるんじゃないかなと思います。

○座長（石原東京都知事）

そうですね。新しいパターンをつくっておく必要があると思うんでね、結構でしょうね。ご意見ございませんか。

○松沢神奈川県知事

はい。賛成です。

○座長（石原東京都知事）

それで一応審議はこれで終わります。ありがとうございました。

○進行（吉川東京都副知事）

座長済みません。先ほど追加提案というお話があつて、そのうちの1つで新たな高速道路料金に対する共同提案、案文がお手元に配付されていると思いますが、この内容でよろしければ確認をお願いしたいと思うんですが。

よろしいでございましょうか。

（一同 了承）

○進行（吉川東京都副知事）

以上で第57回の首脳会議を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。